

令和4年度第4回袖ヶ浦市文化財審議会

1 開催日 令和5年3月2日(木) 13:30~14:50

2 開催場所 袖ヶ浦市郷土博物館研修室

3 出席委員

会長	山田 常雄	委員	高橋 克
副会長	成田 篤彦	委員	笹生 衛 (オンライン)
委員	梶原 正方	委員	濱名 徳順

(欠席委員)

委員	日塔 和彦		
----	-------	--	--

4 出席職員

教育長	御園 朋夫	副主査	石井 祐樹
生涯学習課長	高浦 正充		
班 長	田中 大介		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議題

- (1) 飽富神社唯一社頭年中行事の指定について
- (2) 令和5年度文化財保護事業(案)について
- (3) 令和5年度文化財審議会の日程調整について
- (4) その他

7 報告

- (1) 小高神社拝殿の屋根に葺かれた銅板の盗難被害について
- (2) 令和4年度山野貝塚講演会の実施結果について

(3) 史跡山野貝塚整備基本計画策定状況について

8 議事等

議題 (1) 飽富神社唯一社頭年中行事の指定について

事務局：資料に沿って説明

笹生委員：語句の表現を変えたほうがよい点について指摘させていただく。資料2ページ目の「8 概要」の下から5行目に「神道史」とあるが、神道史だと狭いイメージになってしまうので、「日本宗教史の流れ」と広めにとったほうがよい。もう一点、資料3ページ目の上から4行目の「明治維新により全国的に画一化されたことが多い民俗行事」とあるが、明治祭式により神社祭祀が画一化されたので、「民俗行事」ではなく「神社祭祀」としたほう実態に近いので検討してもらいたい。

高橋委員：文言の関係であるが、指定理由の3ページについて、文末が理由の文末になっていない。「保護する」という文言は決定の言葉である。「指定し保護するに値する」などの文言が適切である。そのあたりを直してもらいたい。

笹生委員：現段階では指定する価値ありという表現がよい。

山田会長：そもそもの話であるが、「年中行事」という名称でよいのか。別紙1のタイトルには「飽富神社年中行事帳」となっている。「帳」を入れるとイメージが湧くが、「年中行事」であると無形文化財と感じてしまう。

笹生委員：有形文化財としての指定であれば山田会長が指摘されたように「帳」を付けた方がよい。有形での指定ですよ。

事務局：そうである。

高橋委員：原本のタイトルはどうなっているのか。

事務局：(画面を共有して説明)

山田会長：原本の表紙には「帳」が入っているか。

高橋委員：「帳」は入っていない。

山田会長：原本には「帳」が入っていないが、町史には「帳」が入っておりわかりやすい。「年中行事」としてしまふと何の指定なのかわかりづらい。

笹生委員：古文書の有形での指定になるので、年中行事(帳)にするなど、「帳」を入れた方がよい。

高橋委員：年中行事帳を指定し、内容を見ると年中行事が書いてあるという方がよいのではないか。

山田会長：町史になぜ「帳」が追記されているのかを確認してほしい。「帳」を付けた方が意味が分かりやすい。「帳」を付けても間違いではない。

事務局：承知しました。

濱名委員：有形文化財の場合、例えば仏像では、不動明王を指定する場合は不動明王像と「像」を付け、両界曼荼羅であれば両界曼荼羅図と「図」を付けて指定する。今回の場合も、タイトルとしては年中行事であるが、実際には帳面の形なので、指定に際しては年中行事帳とするのが妥当であると思う。

事務局：時代について、「江戸時代(18世紀後半)」としているが、「江戸時代後期(18世紀後半)」とした方がよいか。

高橋委員：「江戸時代(18世紀後半)」だと江戸時代が18世紀後半だと思われてしまうので、「江戸時代後期(18世紀後半)」とした方がよい。

事務局：承知しました。

山田会長：今回は案の段階であるので、次回5月に修正案を提示してほしい。

事務局：承知しました。

議題（2）令和5年度文化財保護事業（案）について

事務局：資料に沿って説明

高橋委員：山野貝塚保存活用事業のイボキサゴ採取会等体験会はどの部署が担当するのか。

事務局：生涯学習課で担当する予定である。これまで旧君津郡市内の市で組織する文化研究部会でイボキサゴの採取食体験を行ってきた。また、昨年度や山野貝塚ボランティアの研修会としてイボキサゴ採取会を実施した。これらの経験を踏まえて、ボランティアの協力を得ながら、生涯学習課が主体となって実施する。

議題（3）令和5年度文化財審議会日程の調整について

事務局：資料3に沿って説明

笹生委員：6月8日は出席できない。

山田会長：8月17日は避けてもらいたい。

濱名委員：8月17日は避けてもらいたい。

山田会長：今の意見と新しい委員の予定を踏まえて調整してもらいたい。

報告（1）小高神社拝殿の銅板盗難被害について

事務局：資料に沿って説明

梶原委員：12月に警察署から銅板盗難の容疑者が捕まったとの連絡があった。容疑者は57件盗難していたとのことである。

山田会長：警察署へは届出しているのか。

事務局：している。

梶原委員：防犯カメラを設置すると効果があるようである。

山田会長：市内の文化財について注意喚起をしたらどうか。

笹生委員：注意喚起をしていくしかないと思われる。

報告（2）令和4年度山野貝塚講演会の実施結果について

事務局：資料に沿って説明

報告（3）史跡山野貝塚整備基本計画策定状況について

事務局：資料に沿って説明

濱名委員：計画案を読ませていただいたが、多方面に関心をもってそれを統合していく作業であり、大変勉強になる。また、長期間にわたり費用をかけて整備をしていくにあたり、これをどれだけ活用していけるかを考えると、古墳や古代寺院のような大規模な復元により活用している史跡と比べ、貝塚は弱いと感じている。茅野の博物館のように素晴らしい土偶を展示してあり、さらに近隣に蓼科高原というリゾート地があり、そこを訪れた人が寄って地域の歴史を勉強するような活用例があることを考えた場合、今回の計画は素晴らしい

計画であるが、このままではそこまでの活用は難しいのではないかと感じた。活用にあたっては、民間の活用が必要ではないか。今回の計画はプロが考えた内容であるが、ある程度素人っぽさが加わらないと持続可能な、SDGsな事業にはならないのではないか。いろいろなところで文化財を活用している事業が行われているが、成功事例を見ると、活動の中心に素人がいる。文化財のプロパーではなく、民間から入ってきた素人がいる。そういったことを取り入れた方が成功するのではないかと感じている。

山田会長：いただいた意見を参考に、事務局には検討してもらいたい。

以上

令和4年度 第4回袖ヶ浦市文化財審議会 会議次第

日 時 令和5年3月2日（木）
午後1時30分～

場 所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議題

(1) 飽富神社唯一社頭年中行事の指定について

(2) 令和5年度文化財保護事業（案）について

(3) 令和5年度文化財審議会の日程調整について

(4) その他

5 報告

(1) 小高神社拝殿の屋根に葺かれた銅板の盗難被害について

(2) 令和4年度山野貝塚講演会の実施結果について

(3) 史跡山野貝塚整備基本計画策定状況について

6 閉会のことば

第 2 4 期袖ヶ浦市文化財審議会委員名簿

氏 名	担当分野	備考
やまだ つねお 山田 常雄	有 形 記念物	再 任 20期目
なりた あつひこ 成田 篤彦	記念物	再 任 8期目
かじわら まさかた 梶原 正方	有 形	再 任 8期目
たかはし まさる 高橋 克	民 俗	再 任 8期目
にっとう かずひこ 日塔 和彦	有 形	再 任 7期目
さそう まもる 笹生 衛	有 形 記念物	再 任 5期目
はまな とくじゅん 濱名 徳順	有 形 記念物	初 任

任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年間）

議題（１）飽富神社唯一社頭年中行事の指定について

飽富神社唯一社頭年中行事については、平成 28 年度第 2 回文化財審議会において、市指定文化財の後補として挙げられた「飽富神社お田植神事」の関連資料として審議の俎上に挙がりました。その後平成 28 年度第 3 回、平成 29 年度第 1 回にかけて連続して審議され、文書と文書に裏付けられた行事群として、文書と民俗行事を併せて指定するという意見が出されました。

その後しばらく審議に挙がることはありませんでしたが、今年度改めて審議いただき、前回の会議において、まずは古文書単体で指定し、その後年中行事の追加または行事は別個のものとして指定するという方向性が定められました。

つきましては、改めて指定候補として提案するので、指定文化財調書（案）について意見を求めるものです。

○指定に向けてのスケジュール（案）

令和 5 年	3 月	令和 4 年度第 4 回文化財審議会	諮問（案）
	5 月	令和 5 年度第 1 回文化財審議会	諮問
	8 月	第 2 回文化財審議会	答申
	9 月	教育委員会定例会	
		告示	

指定文化財候補調書（案）

- 1 名称 あきとみじんじゃゆいいつしゃとうねんちゅうぎょうじ
飽富神社唯一社頭年中行事
- 2 員数 1 点
- 3 種別 有形文化財（古文書類）
- 4 所在地 袖ヶ浦市下新田 1 1 3 3（袖ヶ浦市郷土博物館）
- 5 所有者 飽富神社
- 6 時代 江戸時代（18 世紀後半）
- 7 寸法等 横帳（縦 16.1 cm、横 23.8 cm）
36 丁 四つ目綴じ

8 概要

江戸時代後期、18世紀後半に飽富神社で行われていた年中行事について記された古文書である。表紙裏書に、「従五位下深川常陸介朝臣喬榮^{たかなが}」とあることから、代々飽富神社の神主を務めた深川家の53代当主深川喬榮が従五位下に叙された、明和7年(1770)以降に書かれたものであり、その当時の年中行事の様相がわかるものである。

この古文書から、飽富神社において現在も行われている行事と行われていない行事があることがわかり、また、現在も行われている行事については、18世紀後半に行われていた内容と現在の内容を比較することにより、その変化を理解できる。

例えば、千葉県指定文化財に指定されている筒粥神事については、筒粥に用いるヨシの刈り取り場所や筒の作り方、火起こしの方法、筒の割方など、神事の一連の内容について絵も含めて記載されており、現在と比べヨシの刈り取り場が変わっている一方、神事に使う米の粉を持参する家が変わっていないことなど、変化した部分と変化していない部分を把握することができる。

このように、18世紀後半に飽富神社で行われた年中行事の様子を明らかにするとともに、現在まで伝わり行われている行事の歴史性を裏付けることができる古文書である。

また、名称に「唯一」という文言がつけられており、本文中にも陰陽道の呪符の影響が残る護符の絵が描かれ、さらに巻末に「霊神祭日記」がつけられ、かつ作者である喬榮の父である猷榮^{のりなが}が「吉田殿御免神道講師」とあることから、吉田神道の影響を受けていることがわかり、神道史から見ても興味深い。

明治維新の神仏分離において、それ以前のお祭りの形態が大きく改変され画一化されることが全国的に多く認められる中において、吉田神道の影響も含め、明治維新以前の江戸時代に行われていた民俗行事の内容を復元することができる古文書でもある。

9 指定理由

18世紀後半に飽富神社で行われていた年中行事の内容を知ることができ、かつ現在まで引き続き伝わる行事の歴史性を保証する古文書として重要である。

また、時代とともに変化していく民俗行事の変化の様子を示しており、現在まで飽富神社に伝わる民俗行事の重要性を物語るものであることから貴重である。

さらに、名称に「唯一」という文言が含まれることをはじめ、文中の各所に吉田神道の影響を受けていたこと示しており、明治維新における神仏分離により

お祭りの形態が画一化されていく中で、江戸時代に行われていた民俗行事の内容を復元できる資料として全国的にみても非常に貴重な資料である。

このように、18世紀後半に当地域で行われていた民俗行事の内容及び現在までに伝わる行事の変化を追うことができる資料であり、かつ明治維新により全国的に画一化されたことが多い民俗行事において、それ以前の内容を復元することができる資料として重要であることから、袖ヶ浦市指定文化財として指定し保護する。

- 1 0 指定基準 『袖ヶ浦市文化財指定基準』（平成23年9月1日施行）
有形文化財 古文書類
(5) 近世及び近代の古文書類、日記、記録等で、地域的
又は学術的価値の高いもの
- 1 1 参考資料 袖ヶ浦町史編さん委員会『袖ヶ浦町史 史料編Ⅱ』 1983年
別紙1、2参照

袖ヶ浦市文化財指定基準

この基準は、袖ヶ浦市教育委員会が袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例（昭和51年9月30日条例第37号）第4条に規定する袖ヶ浦市指定文化財（以下「指定文化財」という）を指定するにあたり、袖ヶ浦市文化財の保護に関する条例施行規則（昭和50年3月28日教育委員会規則第3号）第3条の規定による基本的事項を定めるものである。

- 1 「指定文化財」には、市の区域内に存する文化財のうち、歴史上・学術上、又は文化史上重要なもの、あるいは地域の歴史や文化・自然を知るうえで意義あるものを指定する。
- 2 各分野において指定すべき文化財の種類及び指定基準は、別表のとおりとする。
- 3 別表による規定が無い文化財については、袖ヶ浦市文化財審議会（以下「審議会」という）において、指定の必要性について審議する。
- 4 渡来品、又は移入及び移築された文化財については、審議会において、指定の必要性について審議する。
- 5 本基準に定めのない事項については、国及び千葉県指定基準を参考とする。

別表

種 別	指 定 基 準
有形文化財	建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの。 (1) 意匠的に優秀なもの (2) 技術的に優秀なもの (3) 歴史的価値の高いもの (4) 学術的価値の高いもの (5) 流派的又は地域的特色が顕著なもの
	次の(1)から(4)のいずれかに該当するもの。 (1) 各時代の遺品のうち製作が優秀であるもの (2) 絵画又は彫刻史上意義のある資料となるもの (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの (4) 流派的又は地方的特色が顕著なもの
	次の(1)から(4)のいずれかに該当するもの。 (1) 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの (2) 工芸史上又は文化史上貴重なもの (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの (4) 流派的又は地域的特色があるもの
	次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの (1) 書跡類のうち書道史上又は文化史上貴重なもの (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で、文化史上貴重なもの (3) 典籍類のうち版本類（版木を含む。）は、印刷史上意義のある資料で文化史上貴重なもの (4) 書跡類、典籍類で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し学術的価値が高いもの (5) 書跡類、典籍類で流派的又は地域的特色があるもの
	次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの (1) 歴史上重要と認められるもの (2) 日記、記録類（絵図、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本類で文化史上貴重なもの (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの (4) 古文書類、日記、記録類等で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値が高いもの (5) 近世及び近代の古文書類、日記、記録等で、地域的又は学術的価値の高いもの
	次の(1)から(2)のいずれかに該当するもの。 (1) 各時代の遺物で、地域的又は学術的価値が高いもの (2) 本市の歴史上、重要と認められるもの
有形文化財	次の(1)から(4)までのいずれかに該当するもの。 (1) 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における事象に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの (2) 歴史上の人物に関する遺品のうち、地域的又は学術的価値の高いもの (3) 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、地域的又は学術的価値の高いもの (4) 市の歴史や文化にとって記念的事業となる関連文書、村政・町政・市政および産業関連資料のうち意義のあるもの。

無形文化財	芸能	<p>1. 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 芸術上価値の高いもの</p> <p>(2) 芸能史上重要な地位を占めるもの</p> <p>(3) 流派的又は地域的に特色あるもの</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げる芸能の成立又は構成上、重要な要素をなす技法で優秀なもの</p>
	工芸技術	<p>2. 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 芸術上価値の高いもの</p> <p>(2) 工芸史上重要な地位を占めるもの</p> <p>(3) 地域的特色が顕著なもの</p>
	芸能関係	<p>1. 無形文化財保持者の認定基準は、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 「市指定無形文化財」に指定される芸能又は芸能の技法（以下「芸能又は技法」という）を高度に体現できる者</p> <p>(2) 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者</p> <p>(3) 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員</p> <p>2. 保持団体の認定基準は、芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体</p>
民俗文化財	有形民俗文化財	<p>1. 工芸技術保持者の認定基準は、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 「市指定無形文化財」に指定される工芸技術（以下「工芸技術」という）を高度に体得している者</p> <p>(2) 工芸技術を正しく体得し、かつこれに精通している者</p> <p>(3) 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員</p> <p>2. 工芸技術保持団体は、工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体</p>
	無形民俗文化財	<p>次の(1)から(2)までのいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) その形様、製作技法、用法等において、市域の基礎的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの及び生活の推移を理解するうえで重要なもので、次の①から⑩に用いられるもの。①衣食住 ②生産、生業 ③交通、運輸、通信 ④交易 ⑤社会生活 ⑥信仰 ⑦民俗知識 ⑧民俗芸能、娯楽、遊戯 ⑨人の一生 ⑩年中行事</p> <p>(2) (1)の収集で、その目的や内容等が、歴史的変遷、時代的変遷、地域的変遷、技術的特色、生活様式の特色又は職能の様相を示すもので重要なもの。</p>
	無形民俗文化財	<p>1. 風俗習慣は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、重要なもの。</p> <p>(1) 由来、内容等において地域住民の基礎的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの</p> <p>(2) 年中行事、祭礼、法会等のなかで行われる行事で、芸能の基盤をなすもの</p> <p>(3) 地域により守り伝えられてきたもの</p> <p>2. 民俗芸能は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、重要なもの。</p> <p>(1) 芸能の発生又は成立を示すもの</p> <p>(2) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(3) 地域的特色を示すもの</p> <p>3. 民俗技術は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、重要なもの。</p> <p>(1) 技術の発生又は成立を示すもの</p> <p>(2) 技術の変遷の過程を示すもの</p> <p>(3) 地域的特色を示すもの</p>

記念物	史跡	次の(1)から(3)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 遺跡の規模、遺構、出土遺物等が歴史上又は学術的価値の高いもの (2) 各時代を代表する遺跡 (3) その他遺跡・墳墓・碑・地域の類で、歴史上又は学術上価値の高いもの
	名勝	次の(1)から(2)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所あるいは学術的価値の高いもの (2) 人文的なものにおいては、芸術的若しくは学術的価値の高いもの
	天然記念物	1. 動物は、次の(1)から(5)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 著名な動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地 (2) 自然環境における特有な動物又は動物群集 (3) 分布に特異性が著しいもの及びその棲息地 (4) 個体数の減少が著しく絶滅のおそれがあるもの及びその棲息地 (5) 貴重な動物の標本 2. 植物は、次の(1)から(8)のいずれかに該当し、学術上及び地域にとって重要なもの。 (1) 名木、巨木、老樹、栽培植物の原木、並木及び社叢 (2) 稀有な森林植物相 (3) 原野植物群落地域 (4) 海岸及び砂地植物群落地域 (5) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの (6) 池泉、湖沼、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域 (7) 稀有又は絶滅の恐れがある植物及びその自生地 (8) 貴重な植物等の標本 3. 地質鉱物(特異な自然現象の生じている土地を含む。)は、次の(1)から(4)のいずれかに該当し、重要なもの。 (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態 (2) 断層、地層の整合、不整合、褶曲等地殻変動に関する現象 (3) 風化及び浸食に関する現象 (4) 貴重な岩石、鉱物及び化石の標本 4. 保護すべき指定天然記念物に富んだ代表的な一定区域で、芸術上又は観賞上価値の高い名勝地並びに動物(棲息地、繁殖地及び渡来地を含む。)で、重要なもの。

この基準は、平成23年9月1日から施行し、同日以降になされる文化財の指定の手續に適用する。

議題（２）令和５年度文化財保護事業（案）について

本議会において、令和５年度予算の審議が行われるところですが、令和５年度の文化財保護事業（案）について意見を求めるものです。

No.	事業名 (事業費：千円)	目的・内容	時期・回数	対象・人数
1	文化財審議会関係費 (242千円)	市指定文化財の指定及び文化財の保存・活用に関して、教育委員会の諮問に応じて意見を具申するとともに必要に応じて調査研究活動を行います。委嘱替え（第25期）	定例会4回	委員 7人
2	総合的な文化財の保存・活用事業 (1,754千円)	<p>貴重な文化財の保護と活用を図るため、指定文化財管理者に対しては、管理や修理に対し、補助金を交付します。また、市内から出土した貴重な出土品などの展示会や遺跡説明会を開催し、埋蔵文化財の重要性や価値を周知し、市民の興味関心を高め、文化財に対する理解を求めます。</p> <p>鉄製品など腐朽しやすい出土品の保存処理を実施し、今後の公開活用に備えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化財補助事業 指定文化財所有者・管理者に補助金を交付し、適切な維持管理を行う。 ○民俗・伝統芸能保護・継承事業 民俗芸能を継承する団体及び個人に対して支援などを行う。(市内の民俗芸能を継承する団体の発表を行う、9/30 袖ヶ浦の郷土芸能の開催予定) ○埋蔵文化財保存活用事業 劣化しやすい資料を適切に保存処理し、活用する。(鉄製品保存処理(雷塚遺跡短刀、鉄鏃)) ○その他 全国史跡整備市町村協議会・千葉県史跡整備市町村協議会への参加 	通年	
3	埋蔵文化財整理棟施設管理事業 (727千円)	<p>埋蔵文化財保護にかかわる施設の維持管理に努めます。</p> <p>【警備委託 令和2年4月1日～7年3月31日 長期継続契約5年】</p>	通年	

4	埋蔵文化財調査事業 (20,573 千円) 内訳 国庫補助事業 7,206 千円 市単費事業 5,241 千円 民間開発事業 7,985 千円	市内に所在する遺跡について、各種開発行為に伴い、発掘調査を行い記録保存します。記録保存した遺跡は、発掘調査報告書として残していくとともに、市内の埋蔵文化財として公開します。 ○市内遺跡 山野貝塚・宮ノ越貝塚の整理作業・報告書刊行 ○民間開発事業 未定 ○開発事業に伴う試掘	通年	
5	山野貝塚保存活用事業 (12,190 千円) 内訳 発掘調査報告書作成関係費 2,556 千円 用地取得関係費 6 千円 環境整備関係費 5,966 千円 整備活用関係費 4,230 千円 その他旅費等 152 千円	国史跡山野貝塚について講座を開催するなど、市民に対して山野貝塚の重要性と保護に対する理解を高めます。 また、保存活用計画をもとに、史跡の保存・活用を進めます。史跡の公有地化を引き続き実施し史跡の適切な保存・活用を図ります。 ○史跡整備基本計画の策定 ○整備の設計検討 ○追加指定 ○史跡公有地化に向けた交渉 ○イボキサゴ採取会等体験会の開催 ○令和2～4年度調査の報告書刊行 ○ボランティア組織の運営 ○史跡の維持管理（草刈り）	通年	

議題（３）令和５年度文化財審議会日程の調整について

令和５年度文化財審議会の日程調整について出欠等意見を求めるものです。

日 時	内 容	場 所
5月25日(木) または 6月8日(木) 午後1時30分 ～	委員委嘱 報告 （１）令和４年度文化財保護事業の報告について 議題 （１）令和５年度文化財保護事業の方針について （２）令和５年度文化財審議会の日程について （３）飽富神社唯一社頭年中行事の指定について	5月25日 袖ヶ浦市郷土博物館 研修室 6月8日 旧館3階大会議室
8月3日(木) または 8月17日(木) 午後1時30分 ～	議題案 （１）袖ヶ浦市指定文化財候補について	8月3日 未定 8月17日 未定
11月9日(木) または 11月16日(木) 午後1時30分 ～	議題案 （１）袖ヶ浦市指定文化財候補について	11月9日 北庁舎3階小会議 室 11月16日 未定
2月8日 または 2月15日(木) 午後1時30分 ～	議題案 （１）令和６年度事業の方向性について （２）袖ヶ浦市指定文化財候補について	2月8日 未定 2月15日 北庁舎3階中会議 室

報告（１）小高神社拝殿の銅板盗難被害について

今年度第２回の審議会（書面会議）において報告させていただいた、市指定文化財小高神社本殿及び拝殿の屋根に葺かれた銅板の盗難被害について、修繕を行った拝殿の銅板が再度盗難にあったので、報告するものです。

被害日時：令和５年１月１９日頃と推定

場 所：小高神社拝殿北西面の屋根

被害状況：令和４年６月に盗難された拝殿北西面屋根の銅板を令和４年１２月に修繕したが、令和５年１月１９日頃、再度同じ箇所の銅板が盗難された。

前回同様、正面から見るできない拝殿の北西面の銅板が剥ぎ取られていた。棟部と端部の一部に葺き替えた銅板が残されていたが、中心部分について剥ぎ取られたようで、現在トタンを葺いて応急処置している。

※本殿についてはまだ修繕していなかったため、被害にあった時の状況のまま

今後の対応：区長によると、氏子では修繕後防犯カメラ等対策を行おうとしていたところであったが、その前に再度被害にあってしまったとのことである。今後、防犯カメラの設置及び車両が神社近くまで入ってこられないような措置について早急に検討したいとのことであった。



小高神社拝殿正面（棟の部分修復）



拝殿被害箇所（トタン部分が被害箇所）（北西→）



拝殿被害箇所近景（北西→）

（端部と棟部の銅板は残されて中央部分が剥ぎ取られる。剥ぎ取られた部分はトタンを貼って応急処置している）

報告（２）令和４年度山野貝塚講演会の実施結果について

令和４年１２月２４日（土）に実施した令和４年度山野貝塚講演会の実施結果について報告するものです。

1. 日 時 令和４年１２月２４日（土）
午後１時３０分から４時００分まで（開場１２時３０分）
※展示説明については開場後から実施した
2. 場 所 袖ヶ浦市民会館大ホール
3. 日 程
13：30～10：35（5分）
開会あいさつ 御園教育長

13：35～14：05（30分）
「山野貝塚発掘調査について - 令和２・３年度調査の成果-」
袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 助川 諒

14：05～14：35（30分）
「^{みぎ}宮ノ越貝塚発掘調査について -袖ヶ浦市内のもう一つの大型貝塚-」
袖ヶ浦市教育委員会生涯学習課 鎌田 望里

14：35～14：45（10分）
休憩

14：45～15：45（60分）
「環状盛土遺構・中央窪地とは何か -房総半島の事例を中心に-」
千葉大学大学院人文科学研究院教授 阿部 昭典
4. 参加者 111名

報告（3）史跡山野貝塚整備基本計画策定状況について

令和4年度に策定している「史跡山野貝塚整備基本計画」について、現状について報告するものです。

なお、当初、令和4年度中に策定予定でしたが、検討項目が多岐にわたり、令和4年度中に策定できないことから、令和5年度に予算を繰越し、令和5年度に策定する予定に変更している。

計画案の主要部分については別紙3を参照してください。

〔十三〕年欠（飽富神社年中行事帳）（横帳）

（表紙）

唯一社頭
年中行事

（表紙裏書）
「從五位下
深川常陸介朝臣喬榮」

唯一社頭
神主

飽富御宝前
年中行事

毎年正月元日

去ル大晦日より身をきよめ、心をいさぎよくして夜の八ツ時より社参するなり、御神前江燈明二ツ、拜殿二ツ、御宝前をひらき大鼓を打しめ、神拝つねの如くする也、

中臣袂一座六根一座三種三十六座

今上皇帝御寶祚長久

御武運繁榮五穀成就氏子安
全萬民豊樂夜乃守利日乃守
利仁守利幸伊玉陪止恐美々
々々毛申壽

右三日之行法ハ朝夕兩度なり、兼而去年村中并氏子村名主江年頭之札ノ内符こしらへ、神前三方のうへにのせおくなり、三日ノ朝つとめて村之年頭勤め可申なり、
但し元日ハ神主前ニ出座

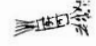
元日供物

元日御鏡餅 神主奉ル

當村高橋圖書方より

柳葉餅十八枚丸餅拾五根芹十二包上ル

○神主へ上物納ム



如此ニ根セリを紙にてつみみ三處結て上ル

△正月初午之日、鉦入之神事神主耆人勤むる也、青木のは

の内へ米ヲ五粒つみみ柏ノ木の枝の中程にワラシベニテゆひつけ、七手作りて奉る

如此ニわらしべにて



ゆひつけ七手を三宝の上にせて奉る

中臣袂一座神哥三反

○一つぶを八そやよろづにますかゞみだからをふらせわたづみのかみ 三反となへる也

四日如常 五日つねのことく

六日つねのことく

○此間氏子村年頭札を以名主へつとむるなり、自身或ハ名代

△七日

的之神夏神事とも云

まゆみの木にて弓を作る、但しまゆみなければ柳にて作る

長サ七尺五寸又ハ三尺七寸五分ニモ

矢ハ竹也、葉のひろき竹ニ而矢の竹といふ

矢の羽ハ紙にて四はニはさむなり、弓のつるハ麻なり、的ハ葦にてあじろにくみ、紙にてはりて墨にて三ツわをか、サシ渡シ三尺五寸

中の墨ほしへあたれば雨多キ年也

白キ處ハ日早、矢當らざれば、

風ふくとうらなふ也



右のまとハ社人花沢惣右衛門方ハ六日の夕方神前へ上ル、弓矢ふのふど長右衛門社人より上ルなり、花沢惣右衛門方ハ「神前にていたゞく」神酒と御供飯と白飯ヲ上ル、的の葦ハ下池より役所の人を以葦老束惣右衛門方へ参るなり、的ハ鳥居の外、祭礼

西ノ方場にて的の両方のなわを土手のうへニつりて、土より耆尺斗高く上ル、的と射もの、間三間ばかりなり、目をふさぎ、かたわきへむきて射ルなり、外之社人ハ射手のうしろニつぐみ居ルなり、社人中山新左衛門代々の射ル也、矢の飛ゆく方を外社人よくくみるべし

八日 九日 十日つねのごとし

△十一日

御蔵開御神事

當村西三郎兵衛方より赤飯を上ル、ふのふど又左衛門より神酒を上ル、双方一時ニ持参するなり、神前ニ奉り六根清浄一枚ヨミテ、それを神輿ぐらをひらき、赤飯神酒をそなへ三種加持をするなり、赤飯神酒ハ神主へ納ム

十二日 十三日つねのごとし

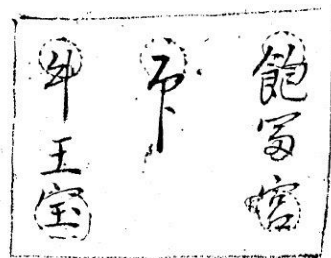
花沢惣右衛門方日待
今日村杖講中神前
つとめアリ

△十四日

社人中山新左衛門方より神酒、「餅米ヲいるなり」はね米一重、牛王串二十本、赤飯

右十四日四ツ時分神前江奉る、神納村率土明神神主より半紙耆帖、麻三ツ持参するなり、此かみ麻ハ御ツム粥の

上物也、



如此半紙を二ツに切て書て印をするなり 但し印ハ御宝物なり、新左衛門光明丹を持参して神酒ヲ少シ入て紙にてしめし、印ニつけて五所ツムおすなり、是を右のはね米を少ツム入て、角透へ四ツ折にして右の串ニは



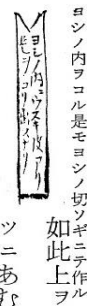
さむ也、串ハくさ木なり、神主方へ二十二本取なり、内二拾本ハ曾根村へ遣ス、二本ハ手前分也 如此ニ作りて神前に奉る、望のものハ紙を持参す、作り終て、神前へ捧て六根清浄一反 かしは手ニツ、右ノ御供物神酒ヲいたぐくなり 是ハ苗代みのて口へ立ルなり、五穀成就之御神法也

同十四日夜

右神納神主勤て今晚之神事相勤候事なり

宵より社人皆集りて御粥の筒をこしらへるなり、葦ハ神納神主上ル、又當村高橋圖書方より氏子村井尻村ニ當社御ツム粥之よし山あり、井尻村淺間宮之近所、南之方半丁斗田之中ニ有、是ヲ十四日之朝かり取ニ行て、此よしをも上ルなり、又當村下池葦山よりも葦耆東神主方へ役所より上ル、御ツム粥葦たいまつよしいろく入ルな

り、社人御粥殿ニこもりて筒ヲこしらへるなり、長サ三寸五分



如此上ヲ矢はづに切て七十五本、六ツニあむなり



あみやう 如此麻にてやうじあみにして、くるくるとまくなり、改メ見る時のしるしにむすびこぶをあみ終にする也、たとへば三ぜんハ数少しこぶなし、七ぜんハ九ぜんとまがふゆへに、七ぜんのこぶハ耆ツ、九ぜんハ二ツこぶ、十七ぜん十八ぜんハいくつと覚へするなり 但し九ぜんハ大切也、念入べし

数之大事

△ 三ぜん 獨化之三神と申奉る

○但シ三ゼント七ぜんハ一ツに丸める、三ぜんヲ七ぜんのうちへまきこむなり、但シベツニアムナリ

是ハ国常立命 国狭土命 豊斟淳命

右之三神へそなへ奉るなり

△ 七ぜん



九ぜんこぶなしとも定

そなへ奉るなり 御神名ハ神代ノ卷ニアリ

△ 九ぜん

住吉大明神へそなへ奉るなり、當社ノ大事也、此九ぜんにてよしあしを定むるなり、一子相傳の大事な

り、五こく成就すれば此世にすみよき事神秘あり

△十七ぜん 十二月ノ数、四季ノ数、一ツ之種子ヲ入

小桶ニ水ヲ
クミ、塩を
少し入わら
みごを五六本
塩水をひたし
ツムのうちを
きよめる

老年四季往来して一ツ之たねをふらし、
穀物成就す

△十八ぜん 天ノ六神道

五行ニ一靈
水火木金土ノ星アリ

地ノ六神道 五行ニ一靈

人ノ六神道 五臟ニ一靈

右三六十八神道の数なり

天人地合一之神道と云なり



△廿一ぜん

○右五まきニ
するなり
何レもまき
終の麻にて
くるくるとまき
とめるなり

廿二社とて、京都大内を守護の神へそな
へ奉る、その内廣瀬の神をのぞくハ當社
と同神ニましますゆへなり

数を合て七拾五膳として、當社之御末社七拾五社あるゆ

へに叶なり、當社御末社七十五社有ルゆへ、惣而上ケもの

七拾五ツム上ル事有、御神記ニモ穀物筒粥乃御トとあり

△御筒粥ハ米の粉

兵ハ神納村
米庫より出で
神納神主も

當村高橋圖書方へ来り、圖書より右之筒葦と一同ニ持參する也

○但シ右の米を圖書方にて粉ニスルナリ

御筒粥なべとて、大昔ノあしづるなべといふものを圖書

方ニ所持して毎年用ゆるなり

なべの内へくみたての水ヲ入ル



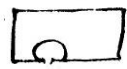
如此なべのうち口の下式寸斗り下ニよこす
じ有、大方それ迄水ヲ入ルなり、粉ハ三升斗
り入ル

木火とて、檜木を

て下ニ



如此長サ三尺斗りにし



如此アツサ式寸斗の板長サ式尺か三尺斗の是もひ
の木のいたを、如此少々火口ヲ小刀ニ而付て、右
の木をきりとしてもみこむなり、大方一寸斗もも
の入レバ火の粉下の口ノ方ニもへ付なり、はやくつけ木
ヲ以て付候よし、かねてかれ杉の葉をゆるりの内へさし
くべて付べし、火をもみ出スもの若き男五六人やすみな
くもむなり、神事に用ゆる火ハ皆如此なり

御筒粥上納

一 神納神主右之通粉ニする米式升ツム圖書方へ来ル

一同麻三ツ半紙巻帖右之通

一 なべ粥はし二ぜんたいまつよし二わ

一 粥桶ハ當村東五郎右衛門上ル

一 かぎつりなわしやくし巻杖當村東市左衛門上ル

一 焼木ハ村人足十四日二一人ツム
古来出ル

御箸順(なべのうちへ塩きこ少しふりてきよめる

一之箸 神納村神主役三廻

二之箸 村 新左衛門三廻

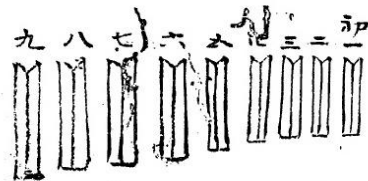
三之箸 同 惣右衛門三廻

おさへ外役 藤左衛門
長右衛門

わり役 孫右衛門 うら神主

右ハ火をたき初メ水あたまり候時分、粥の粉ヲ舂にては
見合アリ
かり入ル、一めぐりかき廻し粉しづむおり見合、右の筒ヲ
切そきを上になしてうちこむなり、打込ハ内へ粥の入ため
也、社人ハ皆口に紙をくわへていきのかくらぬやうにつ
しむなり、粥のとるくとかたまる間ハずいぶんく内へ
粥の入やうにかきめぐらすなり、出来終て是ヲ神前に奉る
なり

粥之さめたる時分、夜あけかたに神前にてあかりをとほし
て右のなべのうちよりしやくしにて出し、上の粥をおとし
てむすびこぶをあらため中にて九ぜんを改メ、其外も何々
とあらため終て、兼而小桶に水を入れて小刀をあらひ、大ゆ
び人さしゆびにてやはつのとがりをおさへ、はさみもちて
はづの中よりわる時に上下へわりながらこくなり、是ハ内
の粥を平にするため也、何レも大丸よりわり初て、段々糸
まいたにならべルなり、九ぜんハベツのいたにならべルな
り、何レもあみ初メを巻トするなり



如此九ぜんへわりならべて、一、二、三、四、五ト上におほへをかくなり、わり終て一より九迄粥の入やうをよく見合て段をつけるなり、初より分付終て惣数をよく合すへし、大方ハ七十九分、或ハ八十分、八十一分位上々なり、夫より上になる事すくなきなり、皆終りて神前へ奉り、大こをうつなり

○但シ分付の数よく合すべし惣合ざる事もあるべきためなり

神前拝殿西ノ方のいたに紙に分付を書てはる、そのまへにすゞり筆をつくへの上におくなり

飽富宮御筒粥之記

- 一大麦 八分
- 一小麦 十分
- 一麻衣 九分
- 一早稲 七分
- 一中稲
- 一晚稲
- 一稗
- 一粟
- 一大豆

合七拾何分

何ノ正月十五日

右之通御神前へ半紙ニ書てはる、兼而前日ニ三四枚半紙ニ書て下の分付斗り書やうにしておくべし、是ハ十五日之朝取込申ゆへなり

右の粥耆重神主方ニ入用なり、是ハ氏子曾根村名主方へ遣ス、牛王二十本此二品ヲ右の分付耆枚添て遣スなり、是ハ曾根村より免田式俵耆斗納ゆへなり、新田村遠藤丈平方

へ分付斗り耆枚遣ス、神主猷榮之代ニたのみ来り、其初尾として正月之内米式升ツ、兼而御地頭所へ上ル分付ハのり入の紙にて前日上札したため候節式枚書ておくべし、分付斗りを書やうにしておくなり

大組へ耆枚御分地へ耆枚
右十五日屋鋪年頭出立の日なるゆへに、兼々支度して持参する斗りにして、分付を入れてぢきにもち出ルやうに心得可申なり

△地頭所上札之夏

神主

飽富宮御祈禱之札

右者古来之通ニ候處、神主遠江守代より治部少之例を以

飯富宮

神主

唯一宗源行法御祈禱之札 深河遠江守

如此書上けるなり、向後も其通ニ心得可申なり、尤宗源といふ事治部少輔代ニ吉田家より御免、源不受候而もくるしからず、唯一ハ古来よりの事なるゆへなり



如此靈符ハ朱にて書なり

此ことく書、是ハ疾じんよけの札、辻切も此符なり、大切之符也

右符を先キに書て墨にて上に書也、外ハ小奉書之紙三ツおりにするなり、内符ハのり入なり、はゞ式寸位

札之ツム紙ハのり入なり、水引耆本にてしめて如图するなり



如此御分地同之大殿若殿、或ハ御隠居皆如此なり御粥分付ハ殿ニ斗



是ハのり入ニ書て、のり入ヲたてニ二ツ折ニして包ミ、水引三本ニテ結フ、のり入札十式枚、外ニ耆枚餘計ニ入、都合十三枚也

家老中ハのり入札なり

御供包 一
小するめ 一

御札 御長屋部屋

(御供包) 一

以上のり入札十五枚程相認可申候

上納之覚

一大するめ 九枚

一小するめ 二十枚

一こんぶ 四枚

以上

右之通宜奉願上候、尤上納代貳百五拾文相添差上申

候、以上

正月十五日

右之通半紙二ツ折にして二枚水引ニ而帳面の如くにして

書付、札箱之内札之上にまぎれぬやうに入て上ルなり、

古来より如此ニして差上ルよし、御分地御屋敷江正月ハ

御門札上ル、御門札書様ハ別ニ下書ノ木札アリ、寸法も

その手本ニ同し、但シ其時之神主名年号等かわる斗りな

り、是ハ先年ハ外より上申けるよし也、宝曆亥ノ年初て

被仰越、尤毎年御初尾として金百疋ツ、被遣候、乍去其

時之了簡ニもよりけるものか

一右之通 (御初尾毎年老儀ツ、役所出ル) 九月札も上ルなり、但シ筒粥御門札等なし、飛

一御札 御侍衆御部屋

(同断)

一御札 御門

同断

一御札 御馬屋

同断

一御札 御つきや

同断

一御札 御臺所

同断

一御札 御手廻り

同断

一御札 大部屋

同断

外ニ御札壹枚御供包壹ツ

一御分地

一御札 殿様

小するめ三枚

こんぶ 壹枚

御供包 一

御筒粥之記

一御札 御家老衆

御供包 一
小するめ 一

御札 御長屋部屋

(御供包) 一

以上のり入札十五枚程相認可申候

上納之覚

一大するめ 九枚

一小するめ 二十枚

一こんぶ 四枚

以上

右之通宜奉願上候、尤上納代貳百五拾文相添差上申

候、以上

正月十五日

右之通半紙二ツ折にして二枚水引ニ而帳面の如くにして

書付、札箱之内札之上にまぎれぬやうに入て上ルなり、

古来より如此ニして差上ルよし、御分地御屋敷江正月ハ

御門札上ル、御門札書様ハ別ニ下書ノ木札アリ、寸法も

その手本ニ同し、但シ其時之神主名年号等かわる斗りな

り、是ハ先年ハ外より上申けるよし也、宝曆亥ノ年初て

被仰越、尤毎年御初尾として金百疋ツ、被遣候、乍去其

時之了簡ニもよりけるものか

一右之通 (御初尾毎年老儀ツ、役所出ル) 九月札も上ルなり、但シ筒粥御門札等なし、飛

脚又ハ役所之幸便聞合てたのみ遣スなり、上納代何レも
式百五十文ツムなり、役所へ頼候時ハ札箱のうちへ札等
のもめぬやうに入てツムむなり

正月ハ老年おきに自身出府するなし、若難去事有之候節
者飛脚名代として遣スなり

○自身不参候時之書状

改年之吉慶不可有望期御座候、先以 上々様益御機嫌能
て被遊、御越歳候御事奉恐悦至極奉存候、次 貴公様方弥
御揃御勇健被成、御重歳珍重之御儀奉存候、然者御吉例之
通於當神前御武運御長久之旨奉抽丹誠、則御札御供等進上
仕候、御序之節可然御披露奉願候、猶期永在之時候、恐惶
申候、
謹言

深河—守

実名

(花押)

正月十五日

何々誰様

様

右之文九月も同し、一筆啓上—秋冷之時—外時節相
應之文、其外ハ右之躰ニ同し、自身参上之節者右上納之外

ニ

一殿様江そば引ぬき三袋上ル

一若殿様へ同 三袋上ル

家老衆へ壹袋ツム

一御分地殿様へ三袋上ル

右十一袋



八七合
斗入ル

但シ其時々の神主知音、又ハ進上などハ
例の外なり

如此上半紙
を二ツニ折
にて付て、
口ハ水引にて
いわゆるな
り

○但し自身不参時ハ袋ニつめてやぶれぬ
やうにつめてよし
自身参る時ハ別ニぬの袋ニ入て屋敷にて
つめてよし

○御屋敷御内玄関迄ハ帯刀玄関さしきにかたなをおく、
それより御目見へ座敷の次迄脇さしをさして次の座ニ
脇さしをぬきおく

御目見へハ三方ニ
「三十年程御目窺斗ニ而不^(虫損)不相濟
盃」としたミノ猪口などアリ、先

殿様さかづきをとりて少しだけのみて三方ニのせ、侍
衆是ヲとりて持来ル、三方を左のかたへ少しよせ、上
なる盃をとりていたゞく、侍衆銚子をとりて少しつ
ぐ、のみてのち御前より肴をささみて出し給ふを見
て、三方盃などに當らぬやうにしずかたにたちてこしを
こゞめ、御前四尺斗りまへよりかしこまりて、すりよ
りて肴をいたゞく、少しすりながら三さりして本の座
ニかへりて銚子ノ方へ盃をさしむけて、うけるまねし

てのみほして、三方の上なるしたみをとりにてしづかに

したみて、又したみも盃もとの如くして侍衆へ渡

す、是を侍衆御前へ上ル返盃うけ給ふ時御肴を上ルな

り、但シ御さかなハ侍衆上ル事多しさしづあるべし、

御前にて(ハ口上御ぎげんよく御重歳御目出奉存ます
用人衆)

ると申すなり、帰る時ニ家老衆へ向ひ、次の間にて御

目見へ難有奉存ますト申ス

休足部屋ニ反りてすぐに家老衆へ御目見へ之御礼ニ上

ル、御玄関にて刀をぬき座のわきにおく、今日御目見

へ相濟難有奉存ますト申ス

御目見へハ大方十八日なり、十九日御ふるまい、此

時も内玄関ニかたなをおきて脇さし老本にてさしづ

之座敷ニ行て、ぞうに被下後刻りより下さるゝな

り、此時も又家老衆へ御礼ニ上ル

御分地へ定かくなし、時のさしづあり出座ニ者老人め

しつれざれハ不自由なり、屋敷逗留之内ハ小遣イ役人

などわり合なり、勘定して帰国するなり

○以上

正月十六日より勤行つねの如し、表の戸も十五日迄ハ毎日

く開きて中の戸ヲ錠メル○正月之内ハ日待きとうニたの

み来ル事有、札かき様ニくわしく有

△二月

朔日 十五日 何れも早天に社参する也
大方夜ノ七ツ時分のぼりてよし

中臣稷一座六根清浄一座

三種稷三十六座

とうめち燈明神前二幣殿二〇火之用心第一也、よくく心得べし

惣而風つよき時へとうめう無用、無據時へつけて御申
わけしてけしてよし、火うちばこハ宮におくべからす

廿八日のつとめ古来よりなし、何之ゆへか知がたし

△初午ノ日西ノ方末社

東より第一番の宮

稻荷大明神なり、御しとき
十二笹の葉の上ニならべて上ル

△七日

御末社瘡疱神 御神事

西ノ方東より三番目中ノ宮也

右六日ニ赤きかみニ而卷尺五寸の幣一本、しめなわ赤

きかみノしめ四たれ右七日早天ニ上ル

御供 あづきの飯

○大こをうつなり

二月中ニひやりといふ事有、春きとうなり、馬場
二十枚

東
四十枚 (五十枚) へ戸札遣ス

のり入を六ツ切にして天神地祇八百萬神の札遣ス、先より
神酒御初尾かつをふしなと参るなり、右の札神前にそなへ
て

中臣稷一座六根清浄一座三種三十六反

右之通つとめて大こをうち遣ス、夕飯時分過ニ遣候、右者

古来牛久へも遣候よし、近年ハ不遣候

△三月

△式日如前 朔日十五日ハ夜の七ツ
時よりつとめ申なり
人老入つれ可申也

○十五日 交會之神更^{カサ}又ハ衣交^{イモカ}ノ神事とも云フ

男神の矛、女神の矛とて二本榊の木ノ枝に四たれのしめ
をつけて、竹のほそき三尺斗なるに竹の先へ右のさかき
長サ

のゑだをゆい付て、神前ニだんの両方へたてかけてお
く、近來寺よりほうずなどいだして社人と共に宮をめぐ

る、當社ハ延喜式にある神にて勅書にのりしよりさへ千
年ニちかし、寺ハ本山開きさへさまでふるからず、やう

く、と本山五百年斗りになるよし、されバ寺など當社へ
いづるハ近來の事にて有けり

△當社に春祈禱ある事有、古例神主よりきとうニ入用之か
み、麻、くわし、神酒、御供など、其外きとうの品によ

り入用住文役所へ書付前日ニ遣スなり、たとへば

御祈禱入用之品覚

一 半紙 五帖

一 のり入 三十枚

一 五色のかみ 十五枚ツム

一 水あふら

一 肴

一 麻 十五

一 かわらけ 百

一 御供 赤飯

一 神酒

一 御くわし 三十

一 ひもの 十五枚

一 あらこも 三枚

一 幣串竹 五十本

以上

神主

三月十三日

如此などその時々入用役所江申遣スなり

△四月

△式日のとめ朔日つねのことく

朔日

△御田植の神夏

御神記にも此事あり

四月朔日此地にあまくだりまして御田をうへ給ふとあり

今日下池より人足にて葦をかりて大丸耆東上ル

社人は是を前例のごとく苗につくる、二本ツムそろへてくの木の小糸だをは共ニ中ほどにゆいつける、わらみごにて結なり

神納村神主もなへ取やく、當村藤左衛門田うなひやく、社人惣右衛門娘の子ノ月やくにならざるを出して早乙女にたてる、右のなへ作り終て神前へさぶけて神哥をとなへるなり

先うちならし三ツ、三種加持かしわ手二

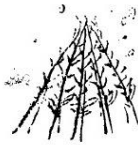
一つぶをやそやよるづにますかぐみたからをふらすわたずみの神、三反となへてかしわ手二ツ
大こをうつ、それより鳥井のまへにいづる



如此ニ作るなり

七拾五手なり

十二手ツム社人のまへに立て



如此ニ立かけて、手まへを向のものへと段々とりかへくして、たがひに一手二束ツムかぞへとりかゆるなり、終りて

右のごとく石だんのうへに立て、まづ早乙女是を南へむかひてなけいだし、諸参詣の人々ひろいとる、社人も段々なげるなり、是をひろいとりしもの初て田をうゆる時よしそふる也とて、吉日ニ田へうゆるなり

△五 月 今月麦初尾之札村方氏子村へ
出ル札書やうニ有

△式日のつとめつねのことく

五日粽の矛とて神前に奉ル、役所より上ル



如此神前ニたて、ならべて奉る

三方のうへなり

中臣板一座 六根清浄一座 三種板三十六座 かしわ手二

大こをうつなり

△六 月

初午の前日みこしあらひ

社人みないづる、神納村神主来ル

みこしぐらゝ神輿を出し奉る、清浄水にてあらひて、かざりものを皆つけるなり、當村圖書方半紙七帖麻五ツ上

ル、東市左衛門より昼飯を出す、かざりにつける幣、しめ

などハ神納村神主役目なり、かざり終りて市左衛門上ル中食神酒をそなへて

六根清浄板一座かしわ手二大こをうつなり

右さゝげ終りて社人昼めし神酒をいたゞくなり

初午の日

早天に宮をひらき神前二燈明二みこしのまへに二ツ

中臣板一座六根板一座三種板三十六反

大こをうつなり

△上物 柳葉餅七十五枚神主上ル

毎年圖書方よりならわ村へ行て、鱈の魚十二ツ奉る

柳ばもち 七拾五枚

赤飯 一重

神酒 壹樽

右之通朝五ツ時上ル、或ハ四ツ時九時まへ

西七兵衛方より

こがしのつと上ル、新麦の粉也、ちかやのわ

こがしのつとハマこもにて如此あみて、中

へこがしを入れてうへを紙にてつゝみて入

ル也





ちかやのわと云ハ、ちかやを處々ちかやニ
而結へ、つきたてゝふたひろをわになし
て、二ツにおりて中ニ而ゆわへるなり

如此してみこしの井がきのうちへこがしの
つとゝ一ツにのせておくなり

日中の刻神事なり

奉幣 神主

取次 社人

△中臣稷一座 社人同音

○神樂五座 ○幣 ○太刀 ○矛

○四方拜 ○散米

「チワキヒ

右神樂終りて

○御神記ヲヨム 神主

かしわ手二

立揖 座揖 祈念

天下泰平 御武運長久 万民豊樂、五穀成就に守り、さい

わいたまへとおそれみくモ申ス

○神主退下

社人みな御先へ出ル

△御神輿出ル

御神馬

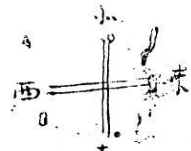
二歳の馬神納出ル、神馬の道具として氏子
より上ル、おんべいノ麻へ神納神主古来よ
りとり来ルなり

花沢清右衛門より柳ばもち七十五枚ツム上ル、是ハ二の御
やすどにてそなへ奉る、社人いたゞくなり、のこりたるを
氏子村の若ものどもに遣スなり

一ノおやすどハとゞめき池の上の山にあり、みこしをすへ
奉る処あり、右のこがしのつとをゆいめをひらきて、中よ
りこがしを少し出し、かごばらの葉ニ三枚ニもりて奉る、

神哥あり、別卷の巻にあり、相傳也、此時に勝大明神御やす
み所迄来り給ふ、使者馬といふ事あり、社人つとむるな
り、此方モ社人馬上にて勝明神のところへゆく、勝明神

より馬上にて社人来りて礼あり、それより双方の神輿を拜
礼あり、當社まづさきへ通給ふ、後に勝明神通り給ふ旧禮
なり、勝明神御休所少前ニ而神主馬を下り神拜いたし



當社ハ南より北へ通り給ふ、勝明神ハ東よ
り西へ通り給ふ、御歸のせつハ勝明神通り
給ふて後に當社を通し奉る旧禮なり、兩社
神主挨拶いたし祈る也

蔵波村みたらしの上に御やすどあり、みこしをすへ奉りて
右のちかやのわをそなへ奉りて、神哥をとなへ奉る、別卷
にあり、右のちかやのわをひろげくゞる也、しづかにかし

らよりくゞるべし、くゞり終てひろぎまげてもとの如くに
して社人にわたす、社人みなくゞるなり

それより二の御やすど、右花沢清右衛門上ル柳葉をそな
へ奉る、神哥あり 別卷に有

神輿御かへりハ日暮なり、大祭礼の時ハ高てうちん御迎に
出ル、神主兼而手まへ之前へも高ちやうちんのしたく心得
有べし

御歸有て神前へむかいて神哥となへ申三反、別の巻にあ

り 神宝御宝殿へ神輿の内宮より出し奉りてしづかに入奉る

△鎮座加持 かしわ手二

退下

△七月

△式日のつとめつねのごとく

外旧式の事なし

△八月

△式日のつとめつねのごとく

△八朔の神事有

富納土徳平より神酒、赤飯、甘酒を奉るなり

中臣稷一座祈念

△九月

△式日のつとめつねのごとく

△初午の日六左衛門鎮守祭

△九日神前神楽行事

中臣稷一座かしわ手二

△村中古来入来之鎮守祭

牛久長右衛門

源五左衛門

太兵衛

左衛門

長助小

傳助

儀兵衛

孫兵衛

傳兵衛

重左衛門

圖書

六左衛門是ハ初午の日

右ハ大小の宮あり、其家々にて去年のへいを出させ、二本

入ル鎮守も有、又ハ老本入ル鎮守もあるなり、名代ニ而つ

とめさすれバ、よく／＼その家にてきくべし

○十五日 三郎左衛門

八右衛門

○十九日 次右衛門

是もいなり祭なり、同断

△十三日 初米の神事と云

年穀取蔵

△なりものおさめの神事

神酒 餅肴

△今日午之刻ニ神楽あり、奉幣

中臣稷連座一座

御屋敷へ札ヲ上ル正月の通りなり、御分地御門札なし、上

納代貳百五拾文そへ御臺所迄上ル、村方之役所より飛脚、

又ハ幸便無之時ハ手まへハ飛脚にて遣スなり

△秋札五月札之通村方其外氏子中へも遣スなり

丸餅七十五神主上ル

△晦日の夜御のぼりの神事

夜七ツ時三郎左衛門御供

△十月

○式日のつとめつねのごとく

夜前御のぼりの神事 夜の七ツ時神前にて六根清浄大

稷一座

△十一月

△式日のつとめつねのごとく

朔日の日

今朝御下り之神事

鎮座加持之稷

今日初の午の日の夜子の時、今年の稲穂を以て上下四方ヲ

振廻し、五こく成就の祭をなし、中臣稷、六根、三種の大

稷をつとめ、五穀来年之祈願アリ

△十五日 子共社参あり

大ぬさをいたゞかせ、生じんをいのるなり

△十二月

△式日のつとめつねのごとく

十三日御すゝはらひの神事、御本殿御戸をひらき笹を

入きよめ、御座をきよめ、稷中臣、六根、三種つねの

ことくつとむるなり

本殿幣殿拜殿よく／＼清め、夕方御膳をそなへ奉るなり年

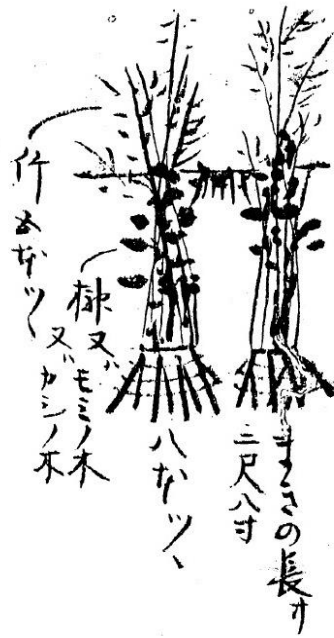
内ニ立春あれば其夜所々燈明をそなへ、つとめつねのごと

く

立春のあした立春御祈禱アリ、つねのごとく

稷、大豆まき、宮より初て後に家内に行する也

廿八日 御かざり御神前



右御かざり所へ御屋敷より鳥目式百文ツム上ル、是にてと
ムのへるなり

御かざりまきハ七十五本なり

神主方ニ而まき切手ヲたのみて、社中にて兼て百五拾本ほ
どとムのへ、宮と内のかざりニ用ゆ、末社三本ツムなり、
一かど六本なり、正月十五日迄御かざりをくゆへにすいぶ
んと根をよくかためるなり

大晦日の夜五こくをかわらけにもりてそなへ奉り、一粒万
ばいの御哥をとなへ稔行するなり

右年中行事必々不可怠者也、仍而如件

當社神主

(子相傳の御うた

一のおやすど

ちはやふるおやすど山のばらの葉に

こがしをもりて奉るなり 三反
二のおやすど
ちはやふるうみの上なるおやすどに

柳はあげてかみいさめする 三反

右之哥當家代々の傳なり、他見すへ 金穂す

浦邊ニ而 一つぶを八十やよろづにますかどみ

たからをふらすわだづみの神 三反

市正傳記ニアリ

△御末社七十五座

○御本殿ウシロ東之方御末社

○東ヨリ第一 久保田八幡宮 八月十五日惣右衛門と御供上ル

○第二 三作村三輪大明神 ふくの神

○第三 八王子野田村 九月十一日惣右衛門と御供上ル

○第四 伊弉諾伊弉冉神社 夫婦の守神 こそだての神

○第五 新田村 若宮八幡宮 元來神主支配 上池出入之節去役

○同西之方御末社

○東ヨリ第一

○第一 稻荷大明神 与右衛門と九月九日御供上ル

○第二 蔵波村八幡宮

○第三 疱瘡神 古來蔵波村の勧請

○第四 庚申猿田彦太神 よろづ守神

○第五 月讀尊 男女の守神 天照皇太神

右十社

○御本殿東之方二十社

○龍田太神宮 ふくの神

○太田命ノ宮 同

○牛頭天王宮 やくじん

○三之宮太神 いせ三ノ宮

○保食大明神 ふくの神

○稚産大明神 五こくの神

○福王神社 二本 ふくの神

○澳津彦神 かまどの神

○澳津姫神 同

十 ○大己貴太神 ふくの神

○住吉大明神 家内きよめの神

○香取太神宮 運の守り神

○鹿嶋太神宮 運の守り神

○白鳥太神宮 運の守神

○大將軍神 道中守神

○酒解大明神 酒の守神

○豊宇加大明神 ふくの守

○少彦名太神 醫者の神

○石凝姥神社 女の守神

○柳葉大明神 ふくの神

△靈神祭日記

元錄八年乙亥高橋圖書娘四十二歲死

一日 小女姫靈神 市正妻治部少輔近榮之母ナリ

十二月朔日死

二月二日祭之

二日 阿津美大兄靈神 遠江守猷榮ノ子常陸介兄ナリ

明和二年乙酉

三日 宣旨鹽會靈神 名禰々女近榮之女 遠江守猷榮之妻

十月三日五十六歲死 常陸介喬榮之母

從五位下 寶曆九歲已卯

四日 治部少輔近榮靈神 市正秀豊ノ子

十二月四日 八拾二歲死

五日 從五位下 明和五年戊子

●七日 遠江守猷榮靈神常陸介實父

六月 九月七日 七拾四歲去

吉田殿御免神道講師

高橋圖書四男ナリ

七日 登良姫靈神 花沢惣右衛門女 治部少輔近榮妻

八月七日 七十三歲死

寛文四年辰二月 四十二死

八日 大和守正忠靈神 市正秀豊實父ナリ

治部義政 大和守正忠之養父也

寛永十八年辛巳六月八日六十一歲死

九日 於喜与姫靈神 遠江守猷榮娘

宝曆十三年癸未 姉崎明神信濃守神主妻

七月九日死 三十八歲 常陸介姉ナリ

十日 十一日 十二日 十三日

延宝元年

十四日 波姫靈神 市正秀豊妻 藏波村傳左衛門娘

十月十四日

十五日 吉孝靈神 判官大輔

天正四年三月十五日死 七十三歲死

十六日 治部元吉靈神 治部義政実父ナリ

元和三年丁巳五月十六日死 八拾二歲

享保十一年丙午十月十七日

十七日 市正秀豊靈神

七十三歲死 御本殿建立ノ人

安永六年丁酉 撰書教部アリ

十八日 掃部順榮靈神 常陸介喬榮二男ナリ

正月十八日

高橋源左衛門秀英娘

十九日 二十日 國姫靈神 遠江守猷榮実母

享保八年癸卯 五十六歲死

廿一日 廿二日 廿三日

廿四日 乘讚靈神 大和守正忠ノ父 宮崎甚左衛門ト云

延宝七年未四月八十五歲死ス

廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 三十日 以上

宝曆三癸酉

廿九日 美佐保靈神ミサホツ 常陸介喬榮之室 木更津正六位八劍

安房守之女也

寬政二年庚戌十一月廿九日

二日 滿壽姬靈神 常陸介喬榮之女也

寬政七年辰四月二日死

享和元辛酉年

十六日 從五下常陸介喬榮(位脱)靈神 市正榮齋之養父也

七月十六日 七十五才死

文化二乙丑年

廿五日 市正榮齋セイサイ靈神

三月廿五日 四十六才ニ而死

文政九戌年

十二日 要人靈神 大和正長二男ナリ

正月十二日 行年十二歲

(飽富神社所有文書)

時期	一月													
	元旦 ～ 三日	初午	七日	十一日	十四日 ～ 十五日	初午	七日	初午	十五日	二月	三月	四月	五月	六月
名称		歛入之神事	的之神事 (やぶさめの神事)	御蔵開御神事	筒粥神事	初午の神事	疱瘡神の神事	ひやりの神事 (春きとう)	交會之神事 (衣交ノ神事)	御田植の神事			神輿渡御	初午
概略(唯一社頭年中行事記載内容)	大晦日より勤め、祝詞を奏上し、三が日の間、朝晩に行法を勤める。	青木の葉の中へ米を五粒ずつ柏の木の枝の中程に、ワラしべで結いつけ、七本作って奉納する。	的を弓矢で射貫き、当たった箇所はその年の天候を占う。	神輿蔵を開き、赤飯・お神酒を供え、祝詞を奏上する。	束ねた葦筒を粥で煮て、粥の入り具合で作物の出来を占う。	境内西の方、東より一番目の宮、稲荷大明神に、しどき(米粉で作った楕円形の餅)十二枚を笹に乗せて奉げる。	前日に作った赤い紙の幣、しめ縄、赤い紙のしめ四たれを小豆飯と共に早朝に供える。	馬場、東、ふのふど(フノド)の各戸にお札を配布する。	男神の矛、女神の矛と称して榊の木二本にしめをつけ、長さ三尺ばかりの細い竹の先へ結び付け、神前の壇の両方へ立て掛ける。	葦苗を早乙女役の女子が参拝者に放り投げる	粽の矛と呼ばれるものが役所より届けられ、神前に奉る。	前日に御輿洗いあ 当日、神納神楽奉納後、御輿渡御し、御手洗井にてお浜降りする		
現況	元旦は神主を呼ぶ。三が日は神社役員が参拝者のお払い等行う	実施せず	昭和初期から中断	十一日実施。祝詞はない。	千葉県指定無形民俗文化財	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず	四月第一日曜実施	実施せず	七月十五日付近、宮薙 二十三日御輿化粧 二十四日例祭 お浜降りは昭和七年まで		

時期	八月		十一月			十月	九月				十二月
	一日	九日	十五日	初午	一日	十五日	三十日	十三日		九日	二十八日
名称	八朔の神事	(重陽の節供か?)	御留主行事	五こく成就の祭	御下り之神事	御のぼりの神事	初米の神事 なりものおさめの神事	鎮守祭 (いなり祭)		御かざり御神前 神事	立春御祈禱
概略(唯一社頭年中行事記載内容)	富納土(フノド)徳平より神酒、赤飯、甘酒が奉納される。	神前神楽行事	午の刻に祝詞奏上する。	今年の新穂を以て上下四方に振り回し、来年の五穀成就を祈る。	出雲からの出迎え神事を行う。	神主から柳葉餅七十五枚、三郎右衛門からお供えを奉納し、祝詞奏上する。	午の刻に神楽を奉納、祝詞奏上する。	九月初めから十九日まで、氏子の各家の鎮守祭を行う。古いお札を出させ、新しいものと取り換える。		本殿の戸を開いて笹を入れ、御座を清め祝詞を奏上する。本殿、幣殿、拝殿の順に清め、お膳を供える。	柊をさし、大豆を宮から初めて、神主宅まで順次に撒く。
現況	風祭りを実施 八月最後の日曜日 神社・区役員で神事を行う。	実施せず	実施せず	七五三は十月、区に子どもがいれば実施	十二月一日 祝詞奏上し、直会	十月三十一日 祝詞奏上し、直会	実施せず	十一月二〜三日 稲荷祭りとして、札は販売する		十二月の都合の良い日に実施。お供えはせず。	節分祭として実施 神主も呼ぶ。

第4章 基本方針

第1節 基本理念と基本方針

1. 基本理念

保存活用計画を踏襲し、本質的価値とその構成要素を踏まえ基本理念を次のように定めます。

陸と海、そして、過去・現在・未来をつなぐ山野貝塚

- ① 山野貝塚は、縄文時代の人々の生活を明らかにするだけでなく、自然と人間の関わり方など、現代を生きる私たちの課題についても1つの視点を示してくれます。過去の山野貝塚を通して、現在の私たちの生活を考え、さらに未来へつないでいくために保存を図ります。
- ② 山野貝塚の本質的価値を周知するために活用を図ります。特に山野貝塚が東京湾東岸のほぼ中央部に立地する地理的環境を反映し、且つこの地域の拠点となるムラの1つであったということから、東京湾の対岸を含めた周辺地域をつなぐ活用を図ります。
- ③ 山野貝塚の良好な保存状態を維持するとともに、山野貝塚の本質的価値を明らかにするための整備を図ります。また、山野貝塚の地理的特徴という価値を反映するために、周辺文化財や施設、さらには自然環境と一体化した整備を図ります。
- ④ 史跡及び埋蔵文化財が地域に根差し、長年にわたり受け継がれてきた文化財であることから、行政のみならず地域住民とともに持続可能な運営体制の確立を図ります。

2. 山野貝塚整備のストーリー

山野貝塚は、北東側の奈良輪境川につながる浅い谷と南側の小櫃川につながる深い谷の分水界に所在しており、現在でも南側谷部では水が湧き出しており、水資源が豊かな位置に山野貝塚は立地しています。縄文時代当時はこれらの谷筋を利用して海に出て海産物を獲得したとともに、その背後に広がっていた森林等の自然に育まれた動植物を利用していたと考えられます。

山野貝塚は、遺跡の中央部が円形状に窪んだ地形で、その周囲が環状または馬蹄形に高まる中央窪地型集落と呼ばれる集落形態を呈し、この集落形態は関東地方の縄文時代後・晩期の遺跡に特徴的に認められます。

山野貝塚においては、後期前葉から後期後葉にかけて、集落中央の周囲に住居や墓等の生活痕跡や、海や陸からの豊かな恵みを活かした生活が営まれたことを示す貝層が形成され、集落が活発に営まれたことがうかがえます。特に出土した魚の種類からは、東京湾東岸のほぼ中央部に位置するという地理的特徴を反映し、内湾に生息するクロダイ、スズキを主体としながらも、外湾に生息するマダイが一定の割合認められるように、内湾と外湾両方の資源を利用していたことがわかります。

一方、晩期になると、貝層が形成されなくなり生活の痕跡が集落の中央に集約されるとともに希薄となります。しかしながら、集落中央を掘り窪め、中央窪地と呼ぶ窪地地形が形成されます。その際に生じたローム質土を北東側の緩斜面に移動した土木工事と考えられるような痕跡が見つかっています。この中央窪地については、ローム層の上層を40～50cm掘り窪めており、

さらに、その底面直上から晩期前葉の遺物が出土していることから、その表面は現在の地表面より著しく低く、かつ地上に表出していたと考えられます。また、遺跡中央を掘り窪めることにより、周囲が高まりとして残された景観が形作られたこととなります。この景観は、多くの労働を投下し意図的に形成されたと考えられます。

このように、山野貝塚は後期と晩期で遺跡の性格が大きく変化したと考えられ、現在の山野貝塚には、特徴的な海産物の利用など後期の人々の痕跡が残される高まりと、晩期に形成された窪地地形とが良好に保存されており、これらは山野貝塚の本質的価値を示すものになります。

晩期の段階では現在より窪んでいた中央窪地を、高まり部分に盛土を施し晩期の景観を復元することにより山野貝塚の本質的価値を顕在化し、千年以上の長きにわたって山野貝塚に暮らした縄文人に思いをはせてもらうとともに、市民の憩いの場となるような整備を行います。

3. 整備の基本方針

① 遺跡の保存

地下に存在し、あるいは地表に痕跡を露出する貝層など、遺構と遺物を将来に向けて確実に保存します。

② 整備目標とする時期

現在まで残る貝層の高まりのほか、中央窪地や盛土遺構が形成された、集落の最終段階である縄文時代晩期を整備目標とします。さらに、縄文時代後期の住居跡をはじめとする特徴的な遺構についても、晩期の遺構表現とは手法を変えて解説する施設を設置します。

③ 縄文時代の景観の表現

本質的価値のひとつである縄文時代の景色を体感できる整備を目指します。中央窪地や貝層の高まり、また植生環境等からなる景観を復元的な考察に基づいて創出します。

④ 体験できる整備

縄文時代の自然とのかかわりに関連する盤洲干潟におけるイボキサゴ採取とその食体験及び骨角歯貝製品の製作体験など縄文時代の生活を体験できる整備を目指します。

⑤ 周辺施設との活用連携

「袖ヶ浦市郷土博物館」を山野貝塚のガイダンス施設としても位置付け、山野貝塚に対する理解を補完、深化します。また、周辺の「袖ヶ浦公園」や「袖ヶ浦市農畜産物直売所 ゆりの里」などの周遊性を高め、交流人口や関係人口を高めるような活用を図ります。

⑥ 周辺文化財との活用連携

山野貝塚の直前の時期に形成された「伊丹山遺跡」や「真里場貝塚」、「飯富馬場遺跡」、「宮ノ越貝塚」などの周辺に所在する同時期の遺跡との関係性により、当地域の縄文時代後晩期の様相について考えます。また「真里場古墳群」等の時期の異なる遺跡や市指定文化財の「飽富神社及び東照宮」等と有機的な活用連携により、豊かな地域の歴史を体感できる取り組みを展開します。

第2節 整備対象とする時期

前節で述べたとおり、山野貝塚の本質的価値を構成する要素が含まれる、馬蹄形の高まりと中央窪地からなる中央窪地型集落が形成された晩期の地形復元を基本とした整備を行います。

なお、整備時期とは異なる後期の貝層や柄鏡形住居、埋葬人骨、土坑等については、一部に盛土をせずに散在する貝を見られる箇所を残すとともに、現地の説明板での解説します。

さらに、近隣に所在する袖ヶ浦市郷土博物館の展示等により山野貝塚に対する理解を補完します。

現在未指定地である北東側緩斜面は、1973（昭和48）年の鉄塔建設に伴う調査箇所以外の部分については、近年大型耕作機による耕作がされておらず遺跡の残りが良いと考えられます。この部分に残る、後期に形成された貝層を含めて、中央窪地の形成にいたる山野貝塚の変遷が分かるような整備については、長期整備計画の中で検討します。

第3節 短期計画と長期計画（図33）

現状では、盛土遺構が形成された北東側緩斜面部など重要な部分に未指定地や未公有地が残り、また、整備のための発掘調査が充分とはいえないことから、当面は短期計画により公有地化された部分の早期の公開を目指します。この短期計画は、前半計画と後半計画に区分します。前半においては、小屋やブロック塀などの人工物の撤去や整備に不要な樹木の伐採、囲柵の設置等、早期に実施できる工事を行うとともに、中央窪地と馬蹄形の高まりの地形復元に向けた発掘調査等を行い、整備に向けた基礎資料を蓄積します。また、解説情報やデジタルコンテンツの内容について準備します。

短期計画後半では、調査成果に基づく盛土造成、案内板の設置等を実施します。併せて、山野貝塚と郷土博物館、関連遺跡等へのアクセスのためのサイン等を設置します。

その後、長期計画として、未指定地の指定・公有化が進んだ段階で追加の発掘調査を実施するとともに、短期計画後の状況を踏まえ、本質的価値の顕在化方法やトイレ、駐車場等の便益施設の整備等について検討し、全面的な公開活用を目指します。

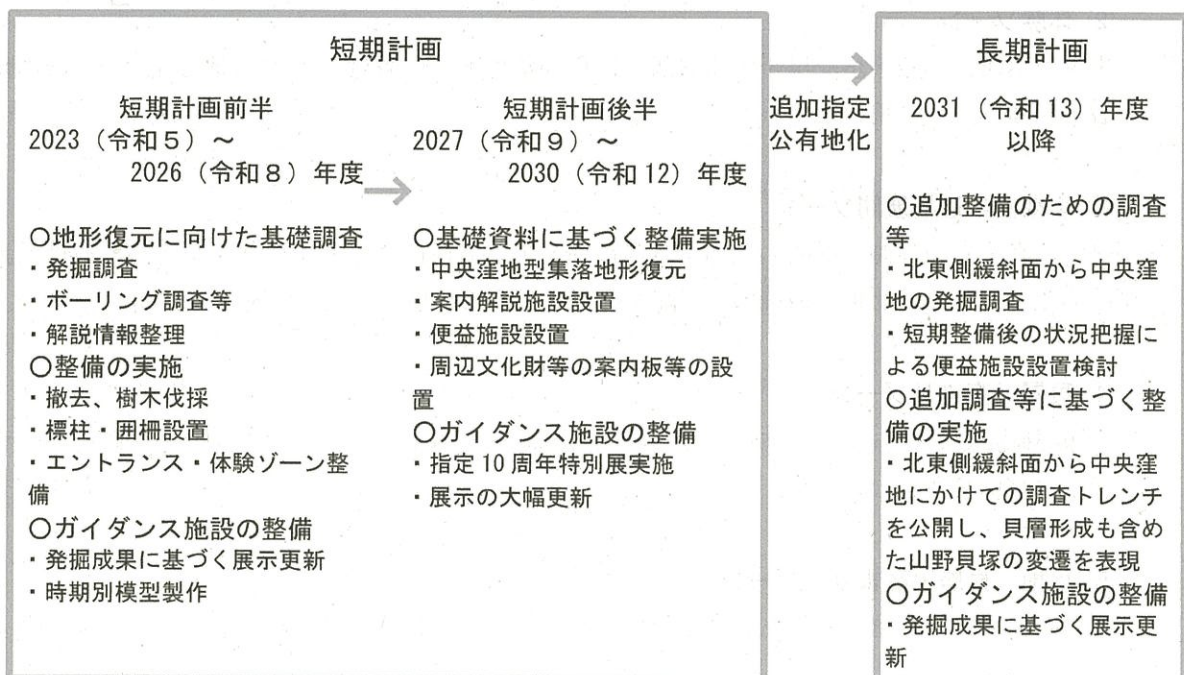


図33 事業計画概念図

第5章 短期整備計画

第1節 全体計画及び地区区分計画

1. 地区区分（図34）

本計画では、史跡とガイダンス施設である袖ヶ浦市郷土博物館（以下、博物館とする）との連携により本質的価値の理解を促すことから、両者や関連遺跡等も含めたゾーニングとします。

A：袖ヶ浦市郷土博物館

史跡現地で見ることのできない遺物の展示等により、理解を補完、深化する場所とします。

B：博物館から山野貝塚までの動線及び関連遺跡等

山野貝塚と同時期の宮ノ越貝塚や真里場古墳群等の遺跡、また袖ヶ浦公園やゆりの里などを巡りながら、山野貝塚や縄文時代への思いをはせる場とします。

C：仮駐車場・史跡内道路

自家用車による来訪者の駐車場で、山野貝塚に近い角山配水場の入口に仮設的に設けています。現状では史跡に最も近い駐車場です。また、史跡内を横断する市道飯富2号線は車道として維持します。

D：史跡山野貝塚

短期整備では、公有地化が進んだ範囲を整備対象とします。中央窪地や遺構の分布、また場所の特性から次のように区分します。

① エントランスゾーン

史跡への導入場所として、主に徒歩利用者の入口となる西端と主に自家用車利用者の入口となる東端に位置付けます。ここには史跡案内のほか、休憩機能も設けます。

② 体験ゾーン

史跡の南西にある平坦な場所を体験活用に用いる場所に位置付けます。縄文時代の生活体験や各種のイベントに用います。

③ 後期前半遺構展開ゾーン

貝層の高まりの外側に展開した縄文時代後期前半の遺構群が展開するゾーンです。遺構保護に努めるとともに、北東の柄鏡形住居跡を含む特徴ある遺構について解説する範囲とします。

④ 貝層・高まりゾーン

貝層が確認され、高まりの地形が残る範囲とします。盛土により晩期の地形・景観を復元する重要な整備範囲となります。

⑤ 緑地（貝層・高まり）ゾーン

④と同様に貝層が確認され高まりが残る範囲ですが、既存のエノキ林を活かした緑地空間として活用します。

⑥ 中央窪地ゾーン

史跡中央部に形成された窪地地形で、縄文時代晩期の中央窪地型集落を表現するうえで重要な範囲となります。

⑦ 修景・植栽ゾーン

史跡北西辺を修景・植栽ゾーンとします。現状では史跡外の樹木によって良好な景観が保たれていますが、将来的にもこの景観が維持されるように植栽等に用いる範囲とします。

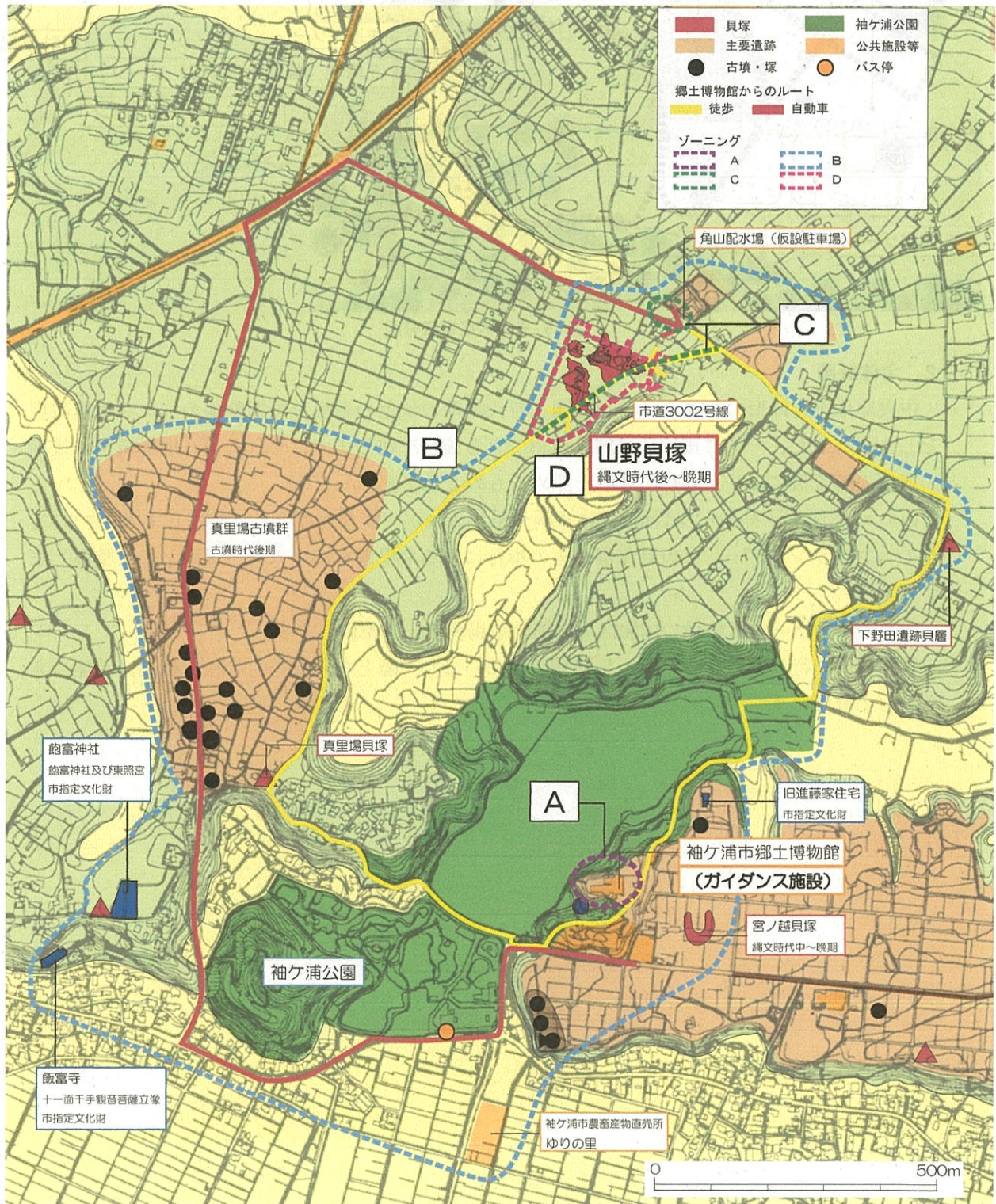


図 34 中域区域区分図

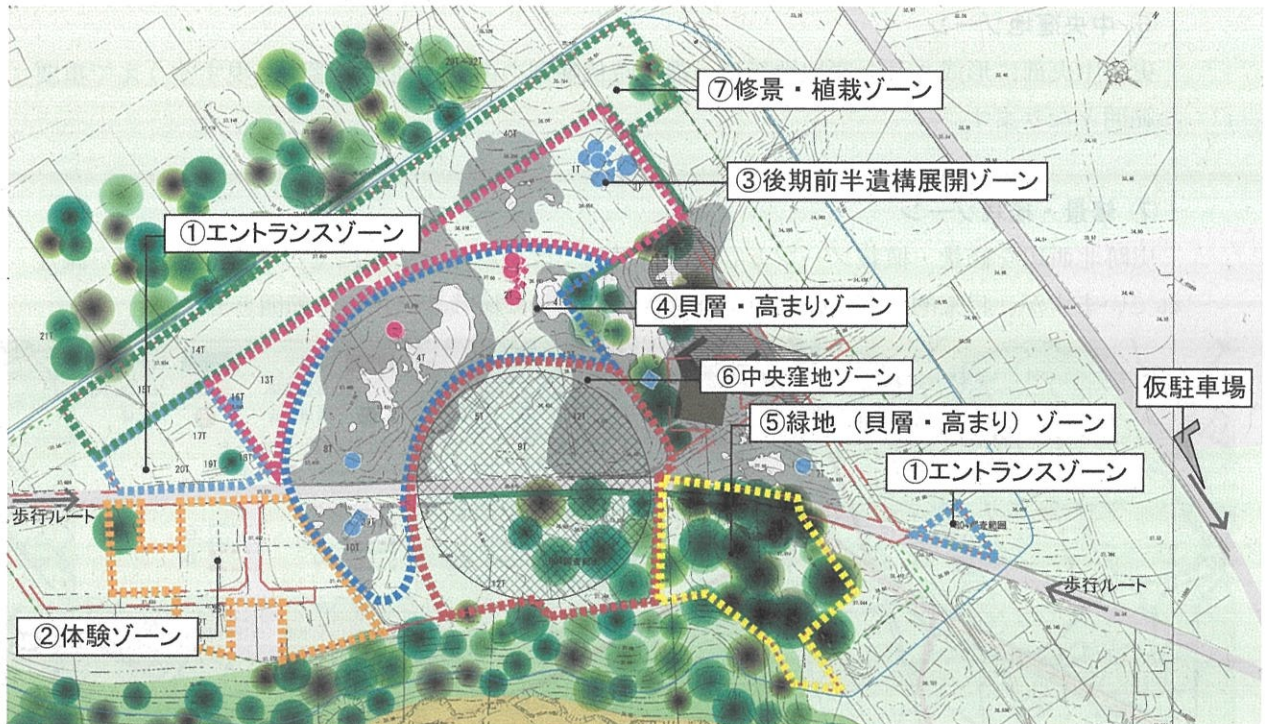


図 35 史跡内区域区分図

2. 全体計画

中央窪地と馬蹄形の高まりからなる縄文時代晩期の景色の表現を短期整備の主たる遺構表現とします。また、一部に後期の貝層を視認できる箇所を残します。それを補う地形模型や後期の遺構の解説板により、遺跡の理解を深めるものとします。

西のエントランスゾーンは補助的に車両の乗り入れが可能なものとして整備します。さらに、東のエントランスゾーンは仮駐車場からの歩行による来場者を迎え入れる場所として整備します。

南東の体験ゾーンは各種の体験活用に用いる場所として整備します。

短期整備で行う整備諸施設は、長期整備においても支障とならないものや、転用が可能なものとして計画します。

第2節 遺構保存に関する計画

近年の発掘調査から、貝層の標高の高い地点においては現地表面から遺物包含層まで20 cm程度の深さしか確保できていない箇所があります。また、市道の南側には貝層までの表土の厚さが10 cm程度の箇所もあります。さらに、現地表面には耕作に伴い巻き上げられた貝殻等が散見されます。これらの遺構・遺物を保護するために、盛土を施します。

一方、中央窪地では現地表面から地山面（縄文時代晩期の地表面）まで約80～90 cmの厚さがあり、この状況で遺構保護層は確保できています。

上記の貝層範囲に施す盛土は、後述する遺構表現にも有効なものとなります。

また、後期の遺構が分布する範囲については、現況を踏まえ必要に応じて30 cm以上の保護層を確保するように計画します。

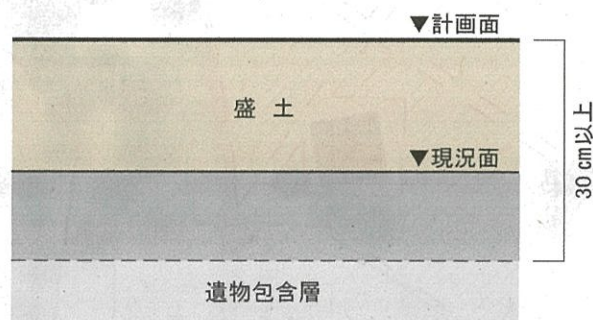


図 37 遺構保護盛土模式図

第3節 動線計画

動線計画については、史跡のみならず、ガイダンス施設である博物館からの経路も含めた計画とします。

まず、山野貝塚と博物館を徒歩で行き来する場合は、図34の黄色の線を通り、史跡東西両端が出入口となります。一方、自家用車を利用する場合は、図34のA→Dの赤色の線を通り、角山配水場場外の仮駐車場に車両を駐車し、そこから徒歩で移動し、史跡東端が出入口となります（図34）。

史跡においては、東西のエントランスゾーンを利用の起点とし、史跡を東西に縦断する市道飯富2号線は車道であることから、別途見学用動線を整備します。基本的に史跡内は自由動線としますが、後述する遺構表現施設を効果的にめぐる基幹動線を設けます（図38a）。

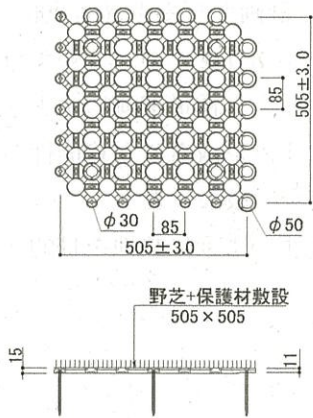
東西両エントランスから入場した場合でも、市道の南北に設定したルートの時計回りあるいは反時計回りに巡る周回ルートを基幹動線とします。西側エントランスから入場した場合を例にすると、時計回りの場合は高まりの縁辺に沿って北上し、史跡北側の後期柄鏡形住居や土坑墓が検出された箇所を通過して、北東側緩斜面の未指定地との境界に沿って南東方向へ進みます。その後市道を越えて史跡西側の緑地ゾーンを通過して、中央窪地を横断し後期埋葬人骨検出箇所を経由して高まりの縁辺に沿って元の位置に戻るものとします。東側エントランスから入場した場合は逆からのルートになります。

また、この動線は車椅子の走行を可能にするとともに、自然景観に馴染むもの、また地下への影響が軽微なものとして、芝保護材による園路を検討します（図38b、c）。

なお、芝保護材は長期計画で基幹動線を変更する場合にも、製品の耐用年数以内であれば移



a 動線計画図 S=1/2000



b 芝保護材舗装 (S=1:20)



c 事例：梅之木遺跡 (山梨県北杜市)

〈車道薄層仕上舗装の例〉



d 埴山遺跡 (福岡県筑紫野市)



e 武蔵国分尼寺 (東京都国分寺市)

図 38 動線計画、舗装の事例

設することが可能なものとします。

貝層・高まりゾーン及び中央窪地ゾーンは立ち入ることのできる低茎草地として管理し、広場等としても利用します。

体験ゾーンは芝広場として自由動線とします。

史跡を縦断する市道については、通行車両に対する注意喚起と史跡地内であることを表示する目的で、現状のアスファルト舗装上に薄層仕上げ舗装を施して着色することを検討します。これについては道路管理者と協議していきます（図 38d、e）。

第4節 地形造成に関する計画

先述のように、貝層及び貝層散在範囲には遺構保護盛土を施します。これは縄文時代晩期の地形に近付けることにもなります。現在残る貝層を含む高まりは後世に上面から削られた結果であり、本来の高さは不明ですが、2020（令和2）～2022（令和4）年度にかけて実施した、貝層を含む高まりと中央窪地を南北に縦断するトレンチ調査の結果、中央窪地の地山上面は肉眼観察であるがローム層上面が消失していることが判明し、さらにその地山直上から晩期前葉の遺物が出土しました（図 39a）。これらのことから、縄文時代晩期の中央窪地は、最も深いところで現在よりも0.7 m程度低く、窪地底面と高まり部分には少なくとも1.0 m以上の高低差があったと考えられます。現在の高まり部分の地表面と窪地部分の地表面の高低差は0.54 mであり、貝層の遺構保護とともに、中央窪地との高低差を表現するものとして、貝層を含む高まり範囲については現地表上に約0.46 mの保護盛土を施す計画とします（図 39b）。

なお、一部市道沿いの生垣（篠竹）部分に若干の高まりがありますが、この生垣は後述するように伐採する計画としますので、高まりは撤去します。また、市道南側の中央窪地範囲にも数箇所の高まりがありますが、これらは現代の廃棄物等により形成された可能性がありますので、今後発掘調査により状況を確認したうえで、不要な場合は撤去します。

さらに、エントランスゾーンや体験ゾーンは、利用しやすいように整地を目的とした盛土を施します。

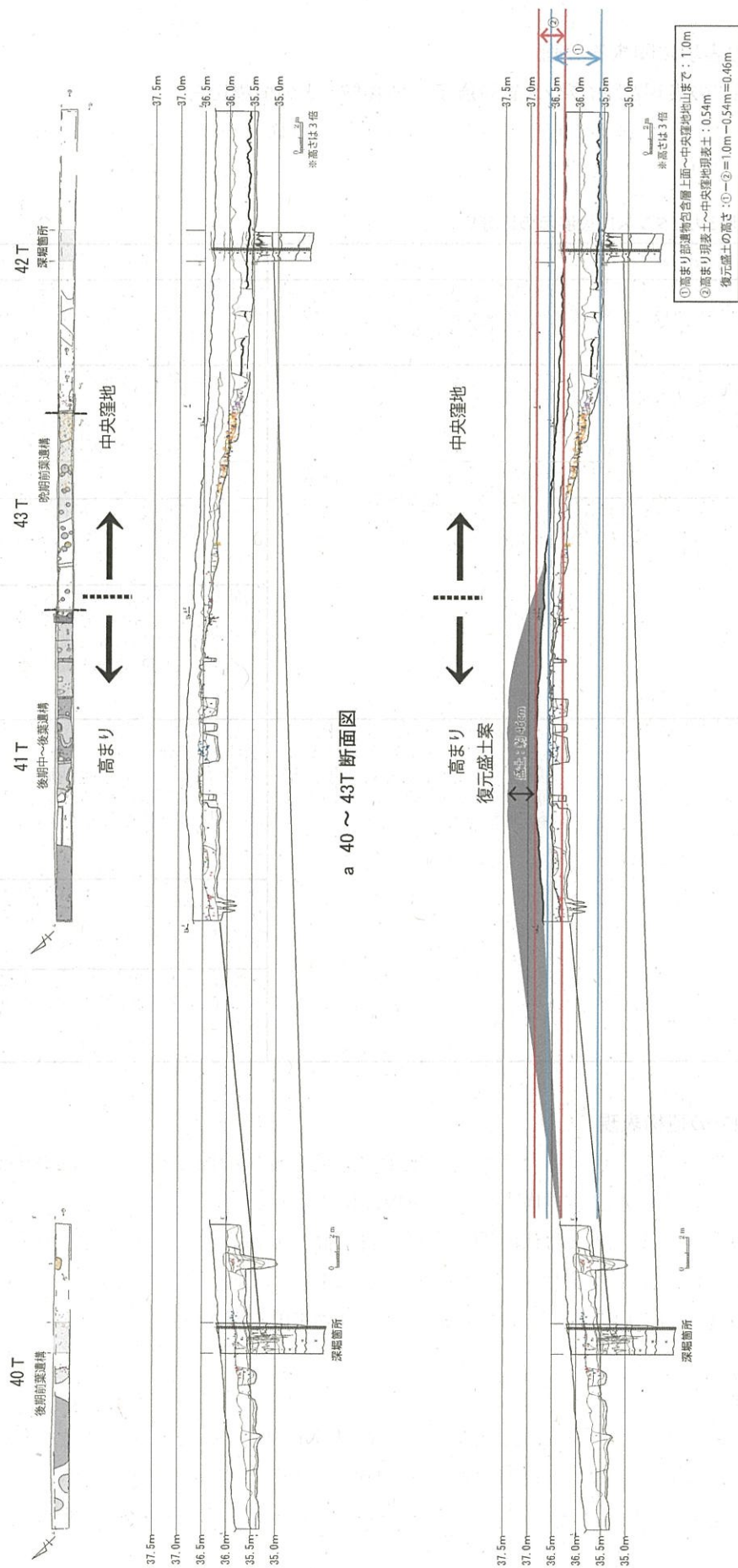


図 39 造成計画図（現況土厚・遺構保護盛土）（L：H=1：3）

第5節 遺構の表現に関する計画

1. 史跡現地での表現とガイダンス施設展示（博物館）との機能区分

山野貝塚の本質的価値の表現において、現地で行う遺構表現と、ガイダンス施設で展示する内容について下表のように整理します。

表7 現地の表現とガイダンス施設展示の区分表

	本質的価値	史跡現地	ガイダンス施設(博物館)
1	縄文時代の景色を今に残す、保存状態が良好な貝塚	・現地に残る縄文時代晩期の地形を表現。また、地形模型を設置し解説。	・山野貝塚の史跡指定経緯や保護する意義について、パネル等で展示
2	東京湾東岸に現存する大型貝塚の中で最も南側に位置する貝塚	・位置的特徴や地理的特徴を反映した魚の組成等について、全体案内板や後期遺構解説板で表現	・世界有数の貝塚密集地域である東京湾東岸における山野貝塚の位置付けについて、遺跡分布や貝塚の変遷及び他の貝塚の概要等により把握できるように展示
3	東京湾東岸のほぼ中央部に位置するという地理的特徴を反映する貝塚		・このことを特に示す魚の組成について、出土魚骨とともに東京湾岸の遺跡分布図を展示 ・研究上の課題となるマダイの漁獲について、出土部位の分析や明治期及び近年の生息状況調査等により、山野貝塚における資源獲得方法に関する研究成果を展示
4	東京湾東岸の拠点集落	・縄文時代の後晩期の千年以上に亘って継続的に営まれた集落の変遷や最終的な集落形態、特徴的な遺構について、解説板で表現	・豊富な出土遺物とともに集落の変遷に関する展示 ・各時期における他地域とのつながりを示す資料を展示することにより様々なものが集まる拠点集落であったことを表現 ・シカ・イノシシ・貝・魚・植物等、多様な資源を活用し持続的に集落を営んでいたことを表現 ・貝の大きさの分析による縄文時代中期と後期の資源利用の違いを通して、資源利用について表現

2. 史跡現地での遺構表現

縄文時代晩期の姿を表現するために、現地での遺構表現は前節で述べた馬蹄形の高まりと中央窪地の地形とし、その他の遺構表現は解説板に留めるものとします。

貝層の表現について、縄文時代晩期に貝層を含む高まりは存在したと考えられるものの、貝の露出については実証できません。しかし、貝層は遺跡の重要な要素であることから、貝層の遺構保護と現地での表現方法について検討し、より効果的な整備を行います。

① 解説板

短期的整備においては、住居跡や土壇墓等の表現は解説板に留めます。また、解説板の表示面は取替え可能なものとして、長期的整備においても利用できるものとします。

また、解説板にはQRコード（二次元バーコード）を添付して、利用者の携帯端末から解説情報を閲覧できるものとします（図40）。



大平山元遺跡（青森県外ヶ浜町）



伊勢堂岱遺跡（秋田県北秋田市）

図 40 QRコードを付す解説板の例

② 貝層の表現

貝層の表現について、短期整備だけでなく長期整備も含め、見学者に分かり易い表現となるよう、以下の方法を検討します。なお、どの手法を用いる場合でも解説板を設けません（図 41）。

A案：解説板による貝層の説明

遺構保護の観点から貝層は盛土により保護します。発掘調査時の貝層の写真等を用いた解説板により、貝層が見えないことを補います。

B案：長期計画において北東側斜面の貝層公開

貝層の高まりの北東側における未指定地周辺では、過去の発掘調査で貝層が確認されています。長期計画において、この範囲を追加指定し発掘調査を行ったうえで、貝層を公開することを検討します。なお、調査検討箇所においては晩期の盛土遺構も確認されており、短期整備においては、隣接地に解説板を設置します。

C案：貝層露出部分の公開（図 42）

市道飯富2号沿いには、現状で貝層が露出している部分が見られます。また、この露出部分（東側）は保護盛土を行わず、現状のままとする事で散在する貝を観察できる場所とします。ただし遺構保護のために市道南側には高まりを保護する囲柵を設けます。

D案：調査トレンチを利用した写真表現（図 43）

貝層の高まり部分の発掘調査トレンチを利用して、貝層写真を現地に原寸で表示します。表示するトレンチは、2020（令和2）年度調査41トレンチとし、その他、1992（平成4）年度調査のトレンチも対象とします。

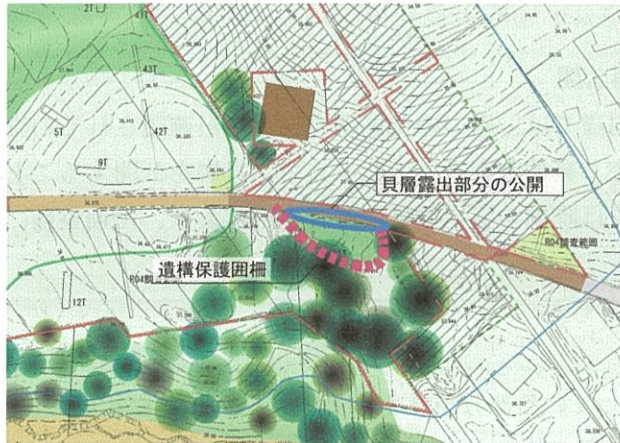
E案：透過板を用いた画像表現（図 43）

貝層の高まりは盛土により保護します。その高まりを眺望する視点場を設定し、ガラスやアクリル等の透過板に露出した貝層が広がる様子の画像を印刷して、その透過板越しに、現地を見るような展示を行います。

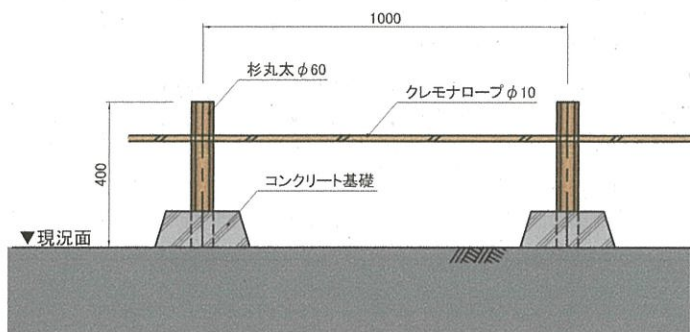


図 41 貝層表現検討箇所 S=1/2000

C 案：貝層露出部分の公開



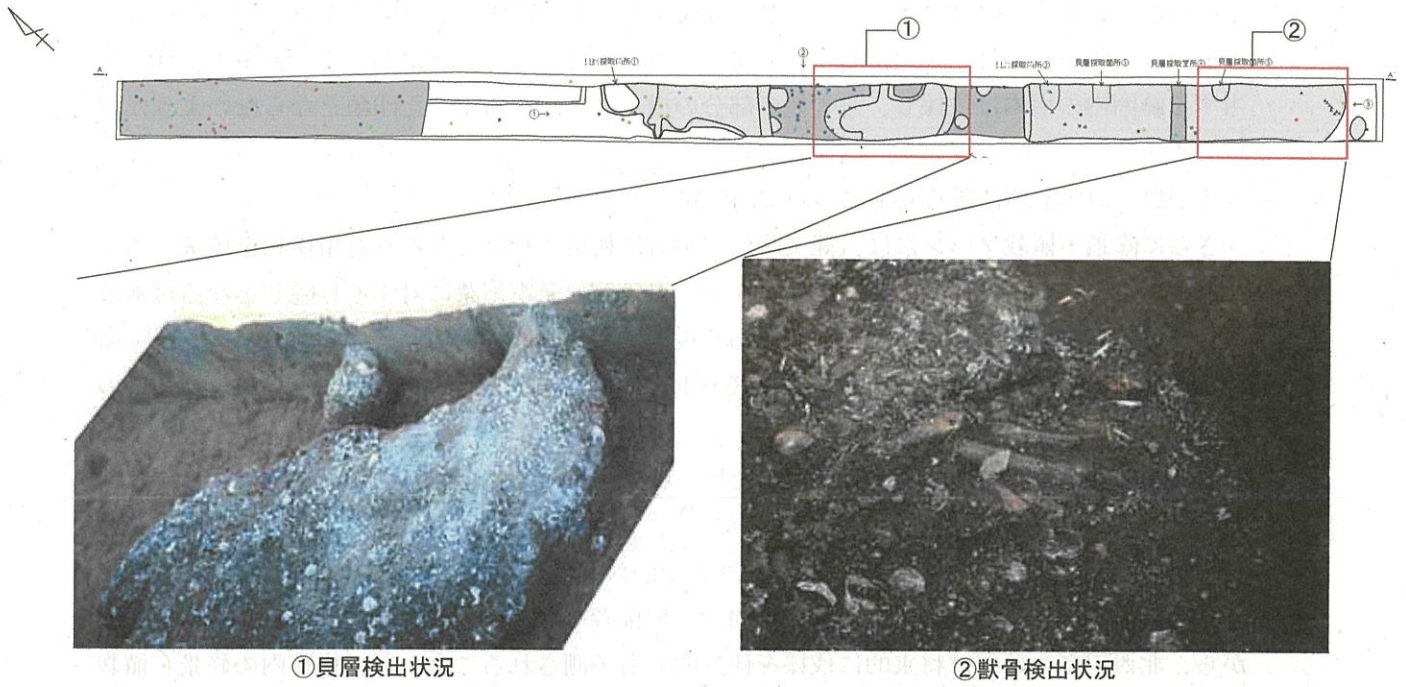
貝が露出している様子



盛土保護ロープ柵 (S=1:20)

図 42 貝層表現案① (C 案：貝露出部分の公開)

D案：調査トレンチを利用した写真表現



①貝層検出状況

②獣骨検出状況

(ここでは令和4年度発掘調査トレンチと写真を用い、例として示している)

E案：透過板を用いた画像表現



計画の例（下野薬師寺・栃木県下野市）



透明シートを用いた簡易看板の例
(下野薬師寺・栃木県下野市)

図 43 貝層表現案② (D案：調査トレンチを利用した写真表現, E案：透過板を用いた画像表現、E案：貝露出部分の公開)

第6節 修景及び植栽に関する計画

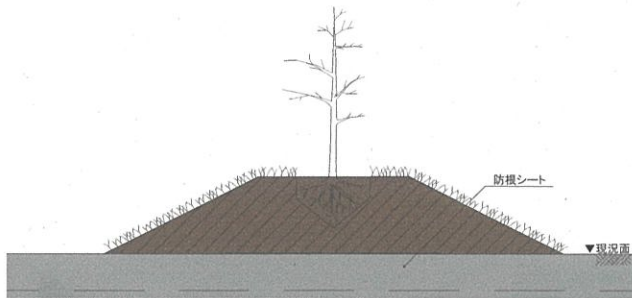
馬蹄形の高まりと中央窪地からなる縄文時代晩期の地形を見渡し、体感できることを目的に、市道沿いの生垣（篠竹）を伐採します。また、市道南側のエノキ林については、中央窪地に相当する範囲内の樹木は伐採し、その他の部分の樹木は現状の密生した印象とならないように間伐します。

その他、旧住宅地に残る立木については伐採します。

さらに修景・植栽ゾーンには、縄文時代の生活に利用されたであろう有用植物を植栽するほか、縄文の景観には相応しくない周囲の住宅やソーラー発電施設に対する目隠しとなる緩衝植栽を行います。地下遺構が残る可能性のある場所での植栽は、遺構保護を目的に高植として植穴底に防根シートを敷設します。植栽する樹種については、第12節で述べるとおり、今後の調査により検討を行うこととします。

また、地被植栽として、遺構保護盛土を施す範囲及びエントランスゾーン、体験ゾーンは芝張とします。

史跡外にはなりますが、北西の樹林地や南の谷との境界にある樹林地は史跡の景観を良好に保つうえで重要となりますので、保全に向けて地権者へ協力を呼び掛けていきます。しかしながら、北西辺については将来的に伐採を伴う開発も予測されることから、史跡内の修景・植栽ゾーンに樹木植栽を補っていきます。



高植植栽イメージ (S=1:40)



高植植栽の例
(馬場・三十稻場遺跡 新潟県長岡市)

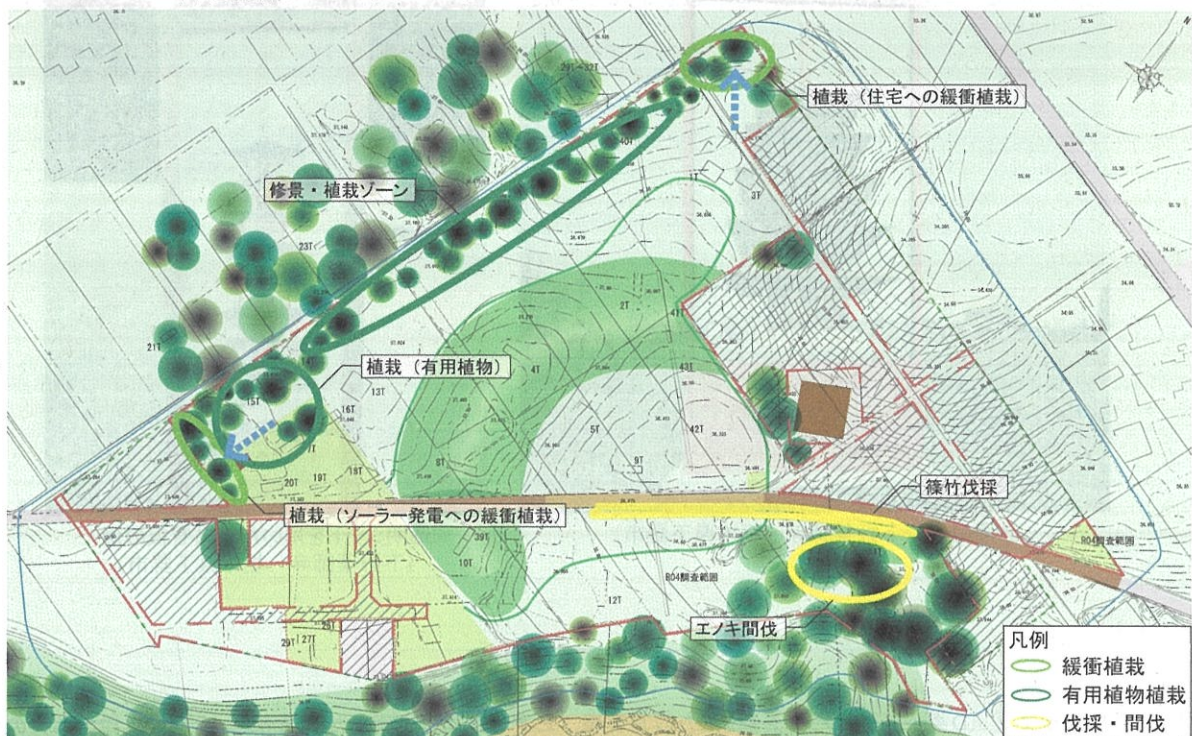


図 44 植栽の例及び植栽イメージ、植栽計画図 S=1/2000

第7節 案内・解説施設に関する計画

1. 案内・解説施設の構成

山野貝塚における案内解説板は、ガイダンス施設（博物館）との連携や歩行動線を視野に、次のような構成とします。なお、遺構保護・表現区域及び景観保全区域に設置する案内解説施設は景観上の支障とならないよう、高さを抑えた形状とします。また、多言語対応として英文のタイトルや要約を付します。表記する言語については、「千葉県多言語観光案内板の表記等に関するガイドライン」に基づき日英2カ国語を基本とします。さらに、表示面に共通のロゴを付すことや、形状や色彩を統一感のある意匠とするなど、史跡のイメージを創出するものとしても役立てます。

なお、短期計画完了までにも数年の期間を要することから、当面の間はごく簡易な解説板等を早期に設置し、現地で不足する情報を補います。

また、案内・解説板の意匠は、史跡の特徴を表現するような形状やロゴ等を基本設計において検討します。さらに表示内容は図版等を多用し分かり易い表現とし、多言語に対応したものとします。

表8 案内解説施設の構成

大項目	中項目	小項目
ガイダンス施設（袖ヶ浦市郷土博物館）		
全体案内	① 案内板	山野貝塚や、関連文化財の配置、動線
歩行動線	② 道標	（沿道に接地）
車両動線	③ 標識	（車道に接地）
山野貝塚		
導入・体験区域	④ 史跡標識	
	⑤ 全体案内板	
	⑥ 利用案内	
導入区域	⑤ 全体案内板	
	⑥ 利用案内	
遺構保護・表現区域	⑦ 地形模型	中央窪地と貝層の高まり等、遺跡の構成を解説
	⑧ 晩期遺構解説板	貝層パネル展示
		盛土遺構
	⑨ 後期遺構解説板	住居跡・土坑・墓坑
	⑩ 誘導標識	合理的に見学できる基幹動線に設置
市道沿い	⑪ 注意看板	車道横断時の注意喚起

2. 案内解説施設の内容・形状（図45）

① 案内板

ガイダンス施設（博物館）付近に設置し、山野貝塚までの動線を示すものです。ある程度の大きさがあり、立ち上がる形態のものとしてします。

② 道標

歩行経路の分岐点や中間地点に山野貝塚とガイダンス施設（博物館）の方向を示すものです。

沿道に歩行者が視認できる小規模な立ち上がりのあるものとします。

③ 標 識

車両動線の分岐点に設置します。車両で走行しながら視認できる大きさの標識とします。

④ 史跡標識

史跡への設置が義務付けられているもので、史跡の名称、指定年、建設年、文部科学省の文字を標記します。歩行動線の出入り口となるエントランスゾーンに高さのある石柱を設置します。

⑤ 全体案内板

史跡西端のエントランスゾーン・体験ゾーン及び史跡東端のエントランスゾーンに設置します。史跡整備施設の配置や動線を示すものであり、大型で立上りのある形状とします。

⑥ 利用案内

整備施設利用にあたっての諸注意事項（火気の制限、ボール遊びの制限、その他禁止事項）を示すもので、上記の全体案内板に兼ねることも可能です。

⑦ 地形模型

中央窪地の一角に地形模型を設置し、窪地と貝層の高まりからなる地形の特徴に対する理解を促します。景観に対する影響を軽減するため60 cm程度の低い台とし、大きさも平面1 m角程度のあまり大きすぎないものとします。また、解説板を兼ねたものとします。

⑧ 晩期遺構解説板

東側緩斜面部に堆積した盛土遺構に関する解説板です。あまり高さの無いフレーム型の解説板とします。

⑨ 後期遺構解説板

後期の特徴的な遺構を解説するもので、貝層・住居跡・土坑・墓坑の各出土地点に設置します。高さを抑えた平置き型の解説板とし、上記の晩期解説板とは表示面のベース色が異なるものとします。

⑩ 誘導標識

合理的に見学できるモデルコースを示すもので、基幹動線沿いに設置します。ある程度遠方からでも視認できる程度の低いものとします。

⑪ 注意看板

史跡を横断する市道沿いに設置し、通行車両に対する注意を喚起するものです。道路沿いに「車に注意」などと表記した小規模なものを設置します。

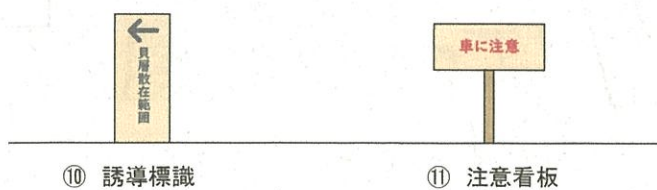
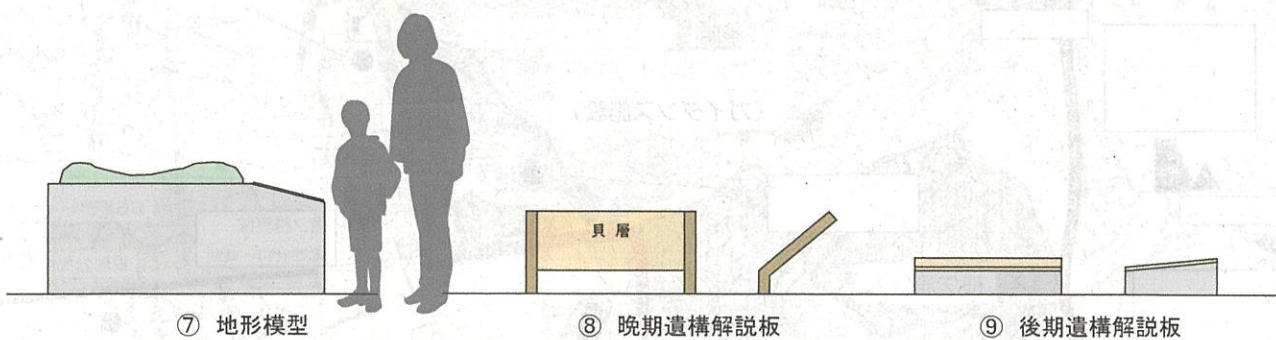
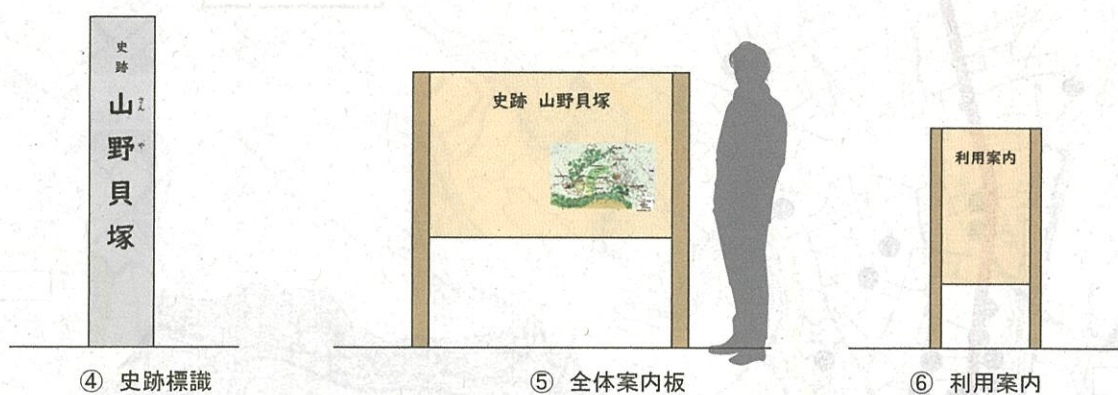
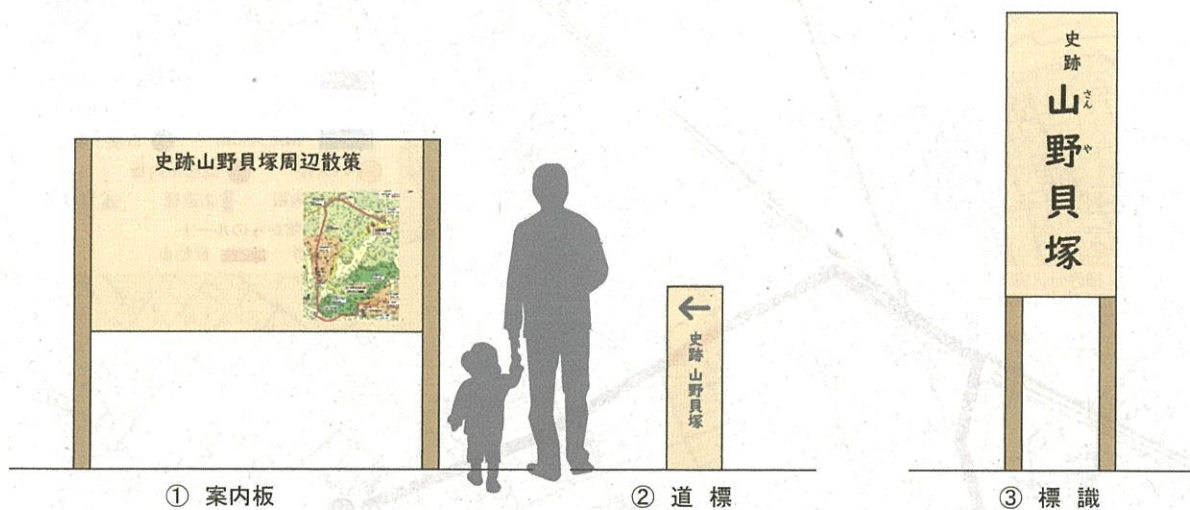


図 45 案内解説施設イメージ図

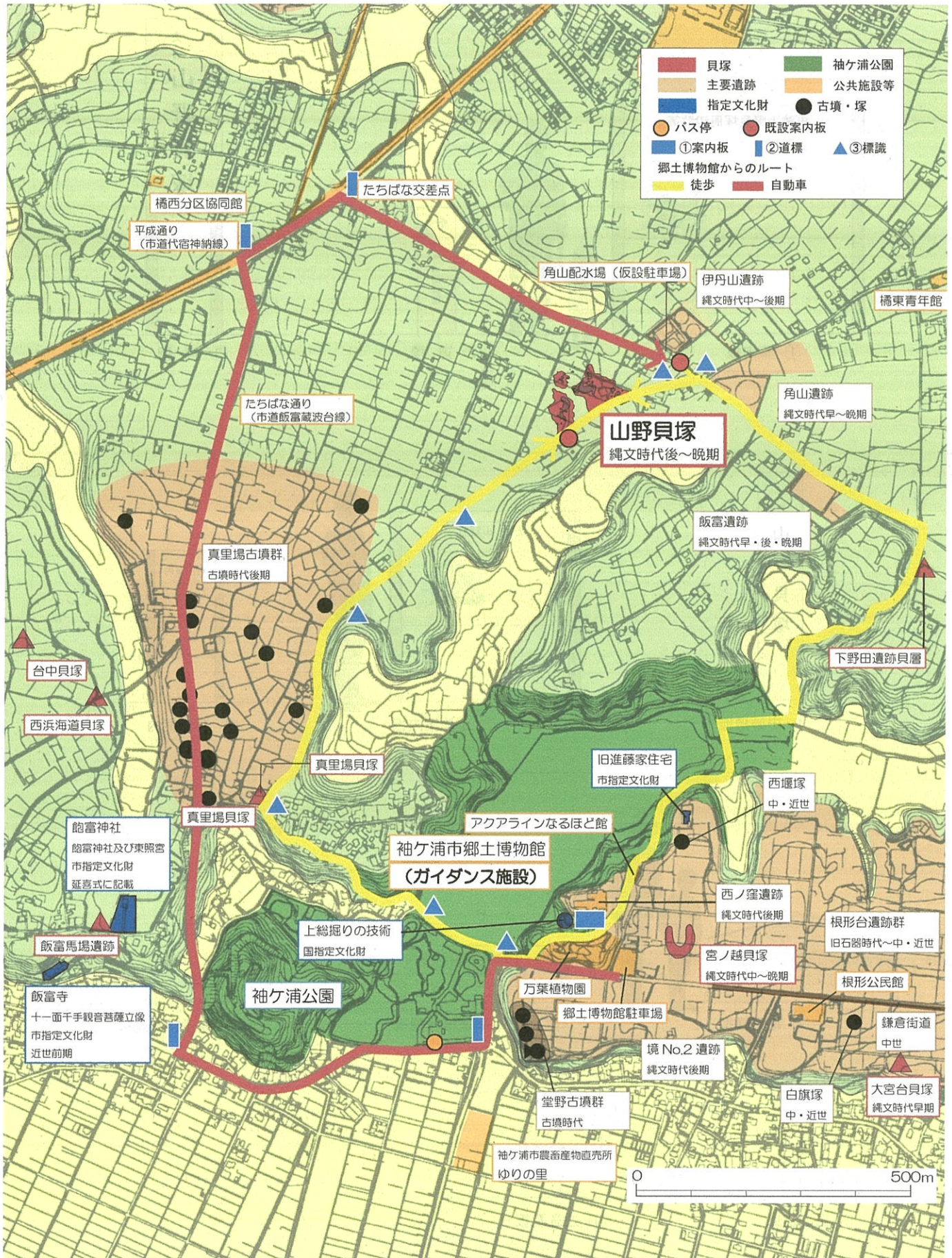


図 46 案内解説施設 中域配置図

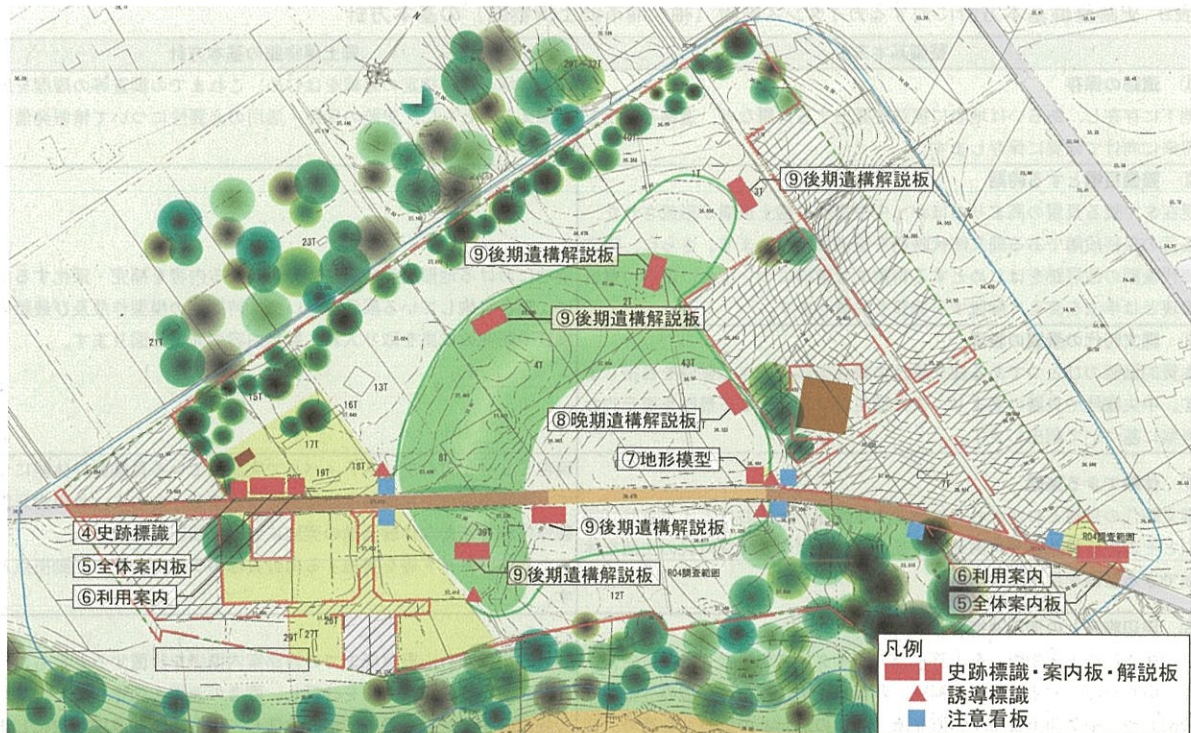


図 47 案内・解説施設 史跡内配置計画図 S=1/2000

第 8 節 管理施設および便益施設に関する計画

便益施設について、西のエントランスゾーンを芝地とし、車両の走行可能な芝保護材を敷設するなどして仮設テントや仮設トイレが設置できるようにします。その他、緑地（貝層・高まり）ゾーンや修景・植栽ゾーン、エントランスゾーンには休憩用の据置型ベンチを設置します。

管理施設について、整備区域を区分する囲柵を設置します。

第 9 節 公開・活用及びそのための施設に関する計画

本計画の中で山野貝塚のガイダンス施設に位置付けた袖ヶ浦市郷土博物館では、山野貝塚の本質的価値を理解してもらうために出土品や縄文時代に関する展示、情報発信を行っています。

展示については、山野貝塚の代表的な出土品を展示するとともに、東京湾東岸における山野貝塚の位置付け、また時期変遷等について解説し、概要が把握できる内容となっています。

今後は整備基本方針に対する以下の方針に基づき、山野貝塚の最新の調査や研究成果のほか、縄文時代の最新研究成果を踏まえた展示更新等により、市民に山野貝塚や縄文時代、また地域の遺跡等に対する理解を促す施設としていきます（表 9、図 48）。

第 10 節 周辺地域の環境保全に関する計画

史跡周辺は市街化調整区域であり、原則として新たな開発行為が制限されています。また、周囲の農地は農地法により農地以外の目的に使用する場合には農地転用の許可が必要です。

このように、史跡の周辺地で大きく開発が行われる可能性は低いと考えられますが、史跡から見える範囲や、郷土博物館からの動線において良好な景観が保たれるよう、近隣の市民や事業者と理解と協力を求めています。

また、博物館や各種施設からの徒歩によるアクセスがあることから、安全で快適な歩行ルートを確認するために、道路の美化について道路管理者と協議していきます。

表9 史跡整備基本方針に対するガイダンス施設（袖ヶ浦市郷土博物館）の基本方針

整備基本方針	郷土博物館の基本方針
<p>① 遺跡の保存</p> <p>地下に存在し、あるいは地表に痕跡を露出する貝層など、遺構と遺物を将来に向けて確実に保存します。</p>	<p>山野貝塚の史跡指定の経緯をはじめ、これまでの調査等の履歴を展示等で伝えるとともに、史跡の保存・活用の必要性について情報発信します。</p>
<p>② 整備目標とする時期</p> <p>現在まで残る貝層の高まりのほか、中央窪地や盛土遺構が形成された、集落の最終段階である縄文時代晩期を整備目標とします。さらに、縄文時代後期の住居跡をはじめとする特徴的な遺構についても、晩期の遺構表現とは手法を変えて解説する施設を設置します。</p>	<p>現地における地形復元や解説板で表現する内容を補完・深化するために、現在実施している展示について、時期別の模型作成及び最新の発掘調査や研究の成果を取り入れ、展示内容の充実を図ります。</p>
<p>③ 縄文時代の景観の表現</p> <p>本質的価値のひとつである縄文時代の景色を体感できる整備を目指します。中央窪地や貝層の高まり、また植生環境等からなる景観を復元的な考察に基づいて創出します。</p>	
<p>④ 体験できる整備</p> <p>縄文時代の自然とのかかわりに関連する盤洲干潟におけるイボキサゴ採取とその食体験及び骨角歯牙貝製品の製作体験など縄文時代の生活を体験できる整備を目指します。</p>	<p>現在ミュージアムフェスティバルで実施している貝輪製作体験について、内容の深化や実施頻度の増加を推進するとともに、骨角歯牙製品の製作体験等新たな体験活動の実施について検討します。また、史跡ガイド等を実施する山野貝塚ボランティアの活動拠点とします。</p>
<p>⑤ 周辺施設との活用連携</p> <p>「袖ヶ浦市郷土博物館」を山野貝塚のガイダンス施設としても位置付け、山野貝塚に対する理解を補完、深化します。また、周辺の「袖ヶ浦公園」や「袖ヶ浦市農畜産物直売所 ゆりの里」との周遊性を高め、交流人口や関係人口を高めるような活用を図ります。</p>	<p>郷土博物館から山野貝塚までの経路案内標識を設置するとともに、現在作成している周辺案内図を改訂し、両者の連携を強化します。また、周辺施設のイベントを含めて情報発信し、周辺施設の連携も強化します。</p>
<p>⑥ 周辺文化財との活用連携</p> <p>山野貝塚の直前の時期に形成された「伊丹山遺跡」や「真里場貝塚」、「飯富馬場遺跡」、「宮ノ越貝塚」などの周辺に所在する同時期の遺跡との関係性により、当地域の縄文時代後晩期の様相について考えます。また「真里場古墳群」等の時期の異なる遺跡や市指定文化財の「飽富神社及び東照宮」等と有機的な活用連携により、豊かな地域の歴史を体感できる取り組みを展開します。</p>	<p>山野貝塚の周辺に所在する文化財について、テーマや時事などを反映した展示等を行い、地域の歴史に対する理解を促進します。また、縄文時代の貝塚の史跡を有する自治体との連携により、東京湾東岸の貝塚群について情報発信します。</p>

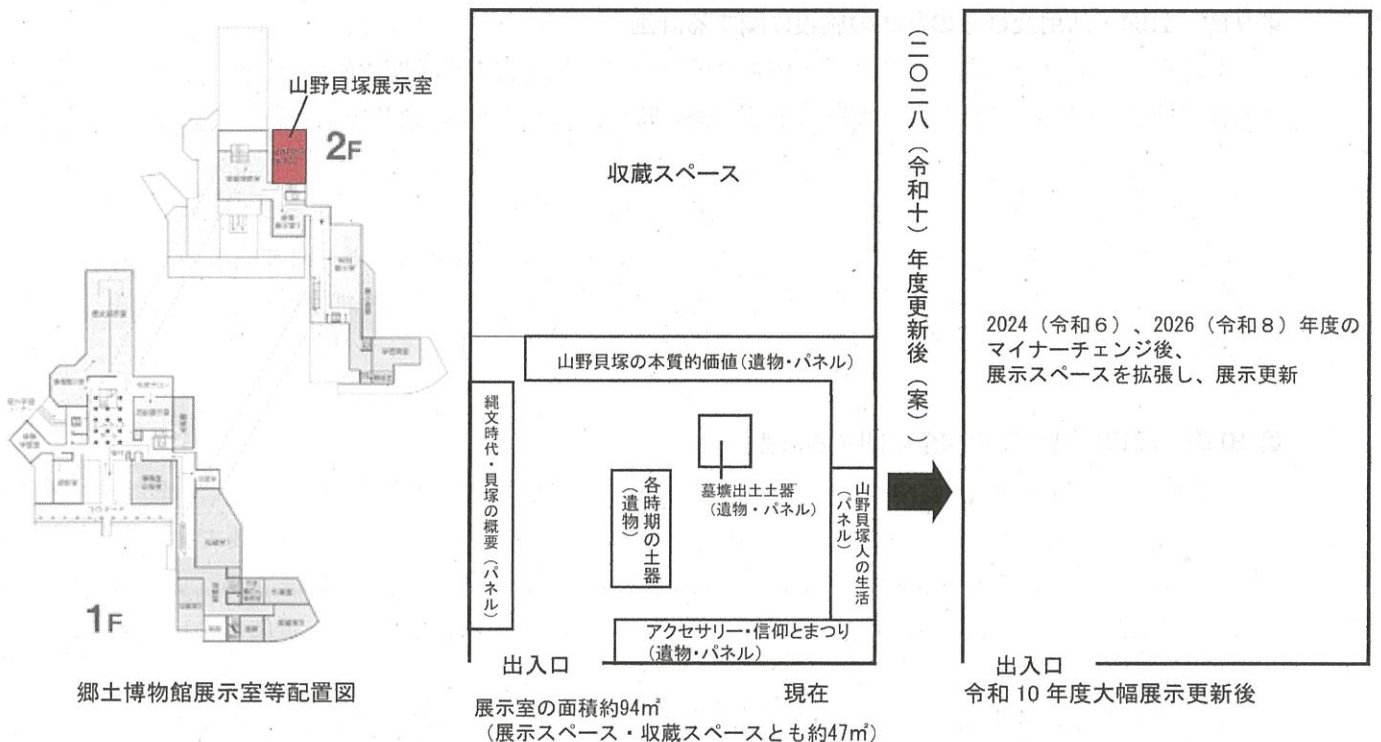


図48 ガイダンス施設（袖ヶ浦市郷土博物館）の展示室配置図

第11節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

整備の基本方針として、周辺施設との活用連携を挙げています。また、袖ヶ浦市都市計画マスタープランにおいて、根形地域の拠点形成や都市施設における地域づくりの方針として、山野貝塚や袖ヶ浦公園等を緑・レクリエーション拠点として、周辺の公共施設も含めて道路などによって結び付け、水と緑のネットワークを形成するものとしています。

山野貝塚から半径2kmの範囲には、山野貝塚と存続時期が重複する宮ノ越貝塚や小規模の貝塚が分布しています。また、市指定文化財である「飽富神社及び東照宮」や「十一面千手観音菩薩立像（飯富寺）」の他、飯富真里場古墳群をはじめとする埋蔵文化財が多く所在しています。これらについては散策パンフレットの配布や現地への解説板、案内誘導標識等を設置・更新していきます。

また、これらの文化財をテーマごとに巡るガイドツアー等のイベントなどを検討します。

山野貝塚と郷土博物館の行き来やガイドツアーについては、袖ヶ浦市自転車推進計画と連携し、自転車の利用についても併せて検討します。

第12節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

これまでの調査により、山野貝塚の時期的変遷や特徴が把握されてきましたが、今後も史跡の内容を把握するための調査を継続していきます。

短期計画において目指す縄文時代晩期の地形復元について、2020（令和2）～2022（令和4）年度の調査によって南北方向における貝層の高まりと中央窪地の情報は得られているものの、東西方向の情報が不足しています。特に市道飯富2号線以南の東西方向の情報が不足しているため、この部分において、貝層の高まりから中央窪地にかけての東西方向に調査区を設定し調査を実施します（図49）。高まりと窪地の境界が現地形からも把握しがたいことから、中央窪地の東西に所在する貝層を含む高まりと窪地がかかる範囲にそれぞれトレンチを設定し調査を実施します。調査においては、前回の調査と同様に窪地及び高まりの一部において深掘り、土壌サンプルの採取を行い、肉眼及び科学的な観点から中央窪地の形成要因を分析します。また、中央窪地に数箇所の高まりが認められますが、これらの様相を把握するための調査も併せて実施し、高まりの要不要について判断します。同様に、10 Tの南側にあるブロック塀や小屋の撤去にあたり、ブロック塀の内側の高まり様相を把握するための調査を実施し、この高まりの要不要についても判断します。

また、植物質のデータが不足しているため、有識者の意見を伺いながら、これまでの調査で採取された炭化物の分析の他、史跡指定地外のボーリング調査の実施も含め、植物質データの採取について検討します。

さらに、山野貝塚の大きな特徴である、東京湾内湾、外湾の要素を示す魚類組成の形成要因を把握するために、既存資料の調査分析の実施について検討します。

これらの調査成果は今後の史跡整備や博物館での展示、情報発信に役立てていきます。

なお、遺跡北東側未指定地においては、盛土遺構の検出が見込まれる箇所であることから、指定交渉の進捗を踏まえ、長期計画において発掘調査の実施について検討します。

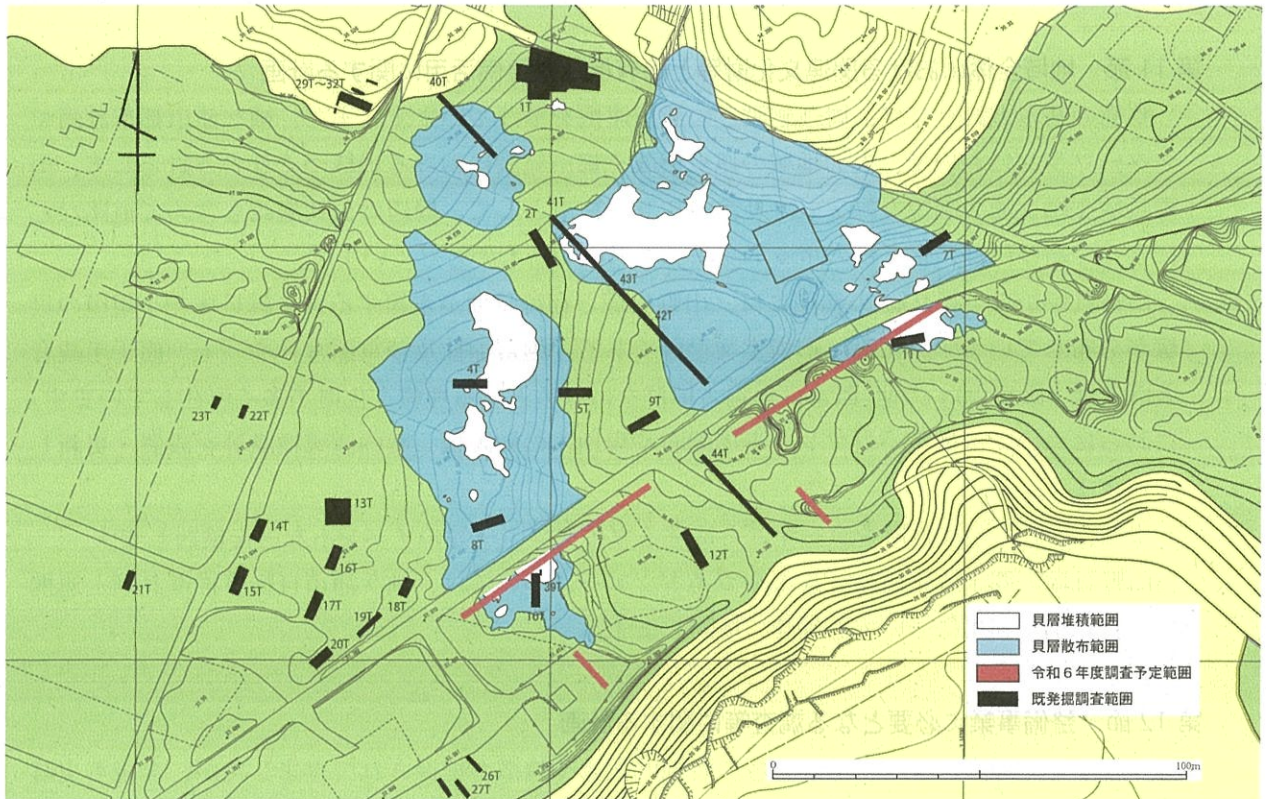


図 49 今後の発掘調査予定範囲図

第 13 節 公開・活用に関する計画

現在までにシンポジウムや現地説明会、ミュージアムフェスティバルの一環としての縄文体験イベント、講座、市内小学校への出前授業や史跡見学などを実施してきました。

今後、これらの取り組みをさらに多角的に展開していきます。

市民や観光客、研究者を対象に、地域交流、観光交流、研究交流の視点から各種の取り組みを計画的に実施していきます。

1. 地域交流

① 体験活動

史跡現地において、山野貝塚に暮らした縄文人の生活を体験するために、これまで博物館で実施してきた貝輪づくり体験のほか、骨角歯製品製作体験について計画します。

また、木更津市畔戸地区の海岸に所在する盤洲干潟において、東京湾東岸の貝塚から最も多く発見されるイボキサゴの採取体験及び食体験等、東京湾岸の貝塚ならではの体験についても計画します。

② イベント

博物館・山野貝塚で縄文時代をテーマとしたイベントを検討します。

例えば、有用植物の採集時期に「縄文の衣食住」などをテーマとして、広く市民が参加できるイベントを毎年恒例行事とすることで、やがて地域の風物詩となるような取り組みを検討します。

また、これらのイベントに山野貝塚ボランティアとともに、将来の担い手となる子ども等へ

の参加を呼びかけ、世代間交流の場としても活用していきます。

③ 根形地域の歴史を活かしたまちづくり

先にも述べたように、この地域には多くの市指定文化財や埋蔵文化財が所在します。これらの保存と活用には地域の人々の理解と協力が不可欠です。地域の豊かな歴史に根ざしたまちづくりへの展開を期して、郷土博物館を中心に、令和2年度に結成した山野貝塚ボランティアを募集、育成していく取り組みを継続し、地域資源をまちづくりに活かしていきます。

2. 観光交流

① 誘客施設との連携

博物館・山野貝塚や周辺文化財とともに、誘客施設である袖ヶ浦公園やゆりの里と連携した活用を進めていきます。例えばゆりの里に博物館・山野貝塚へ誘う配布物を置くことや、袖ヶ浦公園への案内板等の設置、また、博物館・山野貝塚から誘客施設への案内を行うことなどを検討します。

② 広報活動

市内の公的機関や集客施設等に協力を呼びかけ、山野貝塚のパンフレット等を掲示するなどの広報活動を検討します。また、現在市のホームページにおいて情報を発信していますが、「国史跡」であることを前面に押し出し、山野貝塚をより周知するための内容としていきます。

3. 研究交流

① 学校教育との連携

駐車場や史跡からの距離などの物理的問題や学校カリキュラム上の問題など、史跡現地を訪問することについては課題がありますが、学校側の要望を踏まえ、これまで実施してきたアウトリーチ活動の充実や新たな体験活動の実施により、学校教育との連携について検討します。

現在、一般向けと子ども向けのパンフレットを作成、配布していますが、最新の調査成果等を踏まえて内容を更新していきます。

② 県内の貝塚を有する自治体や博物館・資料館との連携

千葉県内の縄文時代の貝塚が所在する自治体や博物館と連携し、相互に広報するとともに、共催による「貝塚シンポジウム」の開催等を検討するなど、管理者や研究者等との研究交流を深めていきます。

第14節 管理・運営に関する計画

管理・運営については、維持管理と運営管理が挙げられますが、基本的には所有者及び管理団体である袖ヶ浦市が行うこととなります。

1. 維持管理

短期計画期間においては、史跡の除草が大きな課題として挙げられます。現在、年間2回の委託と職員及びボランティアによる定期的な除草作業を実施していますが、夏場の時期においては草の繁茂に除草が追い付かないのが現状です。

今後永続的に実施する作業になるため、持続的な管理ができるよう、除草方法について検討します。現状では遺構保護の観点から肩掛け式草刈り機を用いていますが、先に計画した貝層の盛土ができれば、乗用芝刈り機の使用が可能となり、除草における人的軽減が図れます。

このほか、植栽樹木の管理や解説板等の清掃などについても綿密に管理し、持続可能な維持管理を図ります。

2. 運営管理

史跡としての運営管理は国及び県からの指導、助言、支援を得ながら教育委員会が行っていますが、史跡周辺の各施設及び史跡内に所在する道路、仮駐車場として利用している角山配水場など史跡内外の各種施設等との関わりがあることから、庁内の関係部署や庁外の各関係機関と連携しながら運営していきます。

また、日常的な体験活用やイベントについては、袖ヶ浦市がボランティアと協働して企画・運営していきます。

令和2年度に結成した山野貝塚ボランティアは、現在、史跡ガイド及び定期的な除草作業、イベント時の補助等を実施していますが、地域住民が史跡に携わることにより、地域に根差した史跡となると考えられることから、引き続きボランティアの募集及び育成を進めていきます。

また、現在は活動拠点がなく生涯学習課が主体となって活動を進めていますが、今後は博物館をボランティア活動の拠点とするとともに、自主的な組織として活動できるよう進めていきます。

整備後には維持管理及びイベント時の対応など、さらにボランティアの重要性が増していきます。保存活用の理念とする「過去、現在、未来をつなぐ山野貝塚」を実現するため、ボランティアスタッフにこの遺跡の理解をさらに深めてもらい、現代の様々な課題に対しても示唆に富む遺跡であることを周知し、後世に引き継がれる持続的な運営管理を図ります。

第15節 事業計画

2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの短期計画前半においては、早期に実施できる整備である、ブロック塀などの人工物の撤去や不要樹木の伐採、囲柵の設置を実施するとともに、エントランスゾーンや体験ゾーンの整備を実施します。

現地における中央窪地型集落の景観の形成については、市道飯富2号線南側における高まりから中央窪地にかけての発掘調査及び植物質資源の利用を明らかにするボーリング調査により整備のために不足している情報を得ることとします。また、これらの成果を基に、山野貝塚のパンフレットを改訂します。

なお、正式な解説板の設置までにはこれらの発掘調査成果を基にした基本設計等が必要となり時間を要するため、試行的な意味も踏まえた簡易的な解説板を早期に設置し、現地で不足する情報を補います。

ガイダンス施設である博物館については、発掘調査の成果を反映した展示の更新を実施するとともに、山野貝塚の時期変遷を示す模型を作成します。

一方、2027（令和9）年度から2030（令和12）年度までの短期計画後半においては、短期計画前半で得られた成果を基に、現地に晩期の中央窪地型集落の景観を復元します。また、試行の成果を踏まえ、解説板の他、ベンチを設置し、来訪者に山野貝塚を理解し憩いを与える空

間を創出します。さらに、周辺の文化財等の解説板等を設置し、周辺文化財との一体化した活用を行います。

ガイダンス施設である博物館については、史跡指定10周年に当たる2027（令和9）年度に特別展を開催し、その内容を踏まえ、山野貝塚への理解を一層深めてもらうための大幅な展示更新を行います。

現在も行っている調査研究や講演会、ボランティア活動等については、内容の充実を図りながら継続して進めていきます。

種別	事業内容	費用区分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度～		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度～		
			総合計画第1期実施計画			総合計画第2期実施計画			総合計画第3期実施計画			総合計画第4期実施計画		
			袖ヶ浦国指定史跡山野貝塚保存活用計画前期計画						袖ヶ浦国指定史跡山野貝塚保存活用計画後期計画					
			短期計画・前半				短期計画・後半				長期計画			
保存	史跡指定	単費												
	公有地化	補助												
調査	発掘調査・報告書作成	補助												
	ボーリング調査	補助												
	調査研究	単費												
整備	整備基本計画	単費												
	・既設構造物撤去 (ブロック塀・小屋等) ・樹木伐採 (篠竹生垣・エノキ等)	実施設計												
		工事監理												
	・案内解説施設 (史跡標識・案内板) エントランス・体験ゾーン盛土	基本設計	補助											
		実施設計												
		工事・監理												
	・貝層・高まり部分盛土 ・園路舗装 ・案内解説施設・便益施設設置 (解説板・誘導標識・地形模型製作・ベンチ等) ・植栽(芝張・樹木植栽・芝保護材)	解説板設置(試行)	単費											
		基本設計												
		実施設計	補助											
		工事・監理												
関連文化財等整備 (解説板・誘導サイン)	基本設計													
	実施設計	単費												
	工事・監理													
整備事業報告書刊行	補助													
運営	維持管理・運営管理(ボランティア含む)	単費												
活用	講演会・現地見学会等	補助 単費												
	学校連携	単費												
	パンフレット改訂	補助 単費												
	ボランティアによるガイドツアー	単費												
	整備委員会	単費												
郷土博物館	展示更新	単費												
	模型製作													
	特別展													
	体験活動													

図 50 事業計画



短期的整備完成イメージパース

